

# 令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第3号 3月4日(水曜日)

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第3号 令和8年3月4日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(17名)

2番	ヒアソキ 恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田 修治君	12番	岡村 千里君
4番	光 清 毅君	13番	鈴木 伸太郎君
5番	小川 隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田 亜紀君	15番	久世 高裕君
7番	諏訪 毅君	16番	柴山 一生君
8番	小川 清美君	17番	柴田 浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢 秀教君
10番	玉置 幸哉君		

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(1名)

1番 丸山 幸治君

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	舟橋 正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松 光春君	都市整備部長	武内 雅洋君
都市整備部次長	野本 敬弘君	経済環境部長	小池 信和君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	経営改善課長	川村 和哉君
総務課長	藤村 崇司君	防災交通課長	吉野 勲君

福祉課長	山本直美君	高齢者支援課長	粥川仁也君
子育て支援課長	高橋正直君	子育て支援課主幹	中村美和君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
土木管理課長	吉田昌義君	水道課長	梅村幸男君
環境課長	疇地利哉君	観光課長	伊藤修君
学校教育課長	西村岳之君	学校教育課主幹	鈴木早智君
文化推進課長	大黒澄子君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、1番 丸山幸治議員。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） おはようございます。4番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、4件の一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

件名1、有機フッ素化合物への対応について。

有機フッ素化合物PFOS・PFOAにつきましては、2020年に人の健康の保護に関する要監視項目に設定され、河川などの暫定指針値として、PFOS・PFOAの合計値で、1リットル当たり50ナノグラムが定められました。しかし、有機フッ素化合物がどの程度の量が体に入ると影響が出るかについては、いまだ確定的な知見がないため、現在、国においても専門家による検討が進められています。

そうした中、令和5年9月定例議会の久世議員の一般質問を受けて、市では同年12月から例年の水質調査に合わせて、まずは4河川で水質調査を実施して、楽田地区の1地点で指針値を超過することが判明し、その後の調査で、今井地区の2地点でも、指針値を超過することが判明しています。

市では継続的な調査を実施して、知見の集積に努めていることは理解しますが、関係住民をはじめ、今後の展開に関心が高いところでもあります。

そこで、今回の質問では、現状を確認するとともに、今後の対応について質問をします。

要旨1、河川等の水質調査についてです。

河川などの調査地点が、令和5年12月の4河川5地点から、令和6年度にかけてかなり増えています。経緯とその経過はどうなっているのか、井戸水などの地下水の調査についてはどのように考えているのか、今後も全地域を調査していくのか、また、追加の調査をしてい

くのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） おはようございます。ご質問にお答えします。

有機フッ素化合物、PFOS・PFOAの調査は、先ほど議員からもご案内いただきましたが、令和5年12月に初めて実施いたしました。

調査地点は5地点で実施しており、例年、河川等の水質状況を把握するために実施している、河川等水質調査の調査地点である22地点の中から選定いたしました。

調査結果は、二ノ宮川宮西2号橋の1地点で指針値の超過が確認されたため、超過地点の上流と下流、そして地下水の計3地点で追加の調査をしたところ、超過地点の上流1地点で指針値の超過が確認されました。

令和6年度は、令和5年度の調査結果を踏まえ、範囲を広げ、河川等水質調査の全22地点で調査を行いました。

その結果、二ノ宮川宮西2号橋に加え、北洞南池、巖頭洞川支流の3地点で指針値の超過が確認されたため、超過地点の周辺及び地下水の計8地点で追加の調査を行い、5地点で指針値の超過が確認されました。

令和5年度は8地点で調査、令和6年度は30地点で調査をしております、これまでの結果から、河川等水質調査の調査地点である22地点の中から、指針値を超過している地点が2地区3地点であることが分かっております。

今後の調査については、この3地点を継続して調査し、指針値を超過した場合は、その周辺を追加で調べ、地下水につきましては、PFOS・PFOAの影響を確認する必要がある場合は、周辺井戸で調査する考えでございます。

また、調査地点22地点のうち指針値を超過していない19地点、こちらについても、3年ごとの調査をしていく予定でございます。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

当初の5地点の調査から30地点の調査を行い、指針値を超過している地点が現在のところ2地区3地点となっている状況がよく分かりました。

ここで再質問をします。

答弁にあった地点においては、下流域に水田が多く存在しています。河川の下流域における農作物への影響はどう考えているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

令和7年8月に農林水産省が、「令和6年度国産農畜水産物に含まれる有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査や試験研究の結果について」をプレスリリースしており、ホームペ

ージで公表されております。

公表されている調査や試験研究によると、国内で流通している農畜水産物14品目を対象に、PFOS・PFOAの含有濃度を調査しており、その結果と平均消費量を用いて、この14品目からのPFOS・PFOAの総摂取量を試算したところ、内閣府が設定したPFOS・PFOAの耐容一日摂取量、こちらと比較して、十分に少ない水準であったとのことです。

また、指針値を超えるPFOS・PFOAが検出されている河川から取水している水田における研究では、PFOS・PFOAを高濃度で含む水田土壌で主食用米を栽培しても、玄米中にPFOS・PFOAは検出されず、土壌中のPFOS・PFOAは、ほとんど玄米に移行、蓄積しないこと、また、PFOS・PFOAの低減のため、水田土壌や農業用水の浄化などの特別な対策は不要と考えられることが判明しております。

こうした研究結果によって、地域住民の不安を少しでも解消できるよう、市のホームページなどでお知らせしております。今後も国において調査研究等が進められ、新たな知見が得られた際には、随時、周知に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。PFOS・PFOAを高濃度に含む水田で稲作をしても、玄米中にそれらが移行、蓄積しないことに安心をしました。これからも機会を捉えて、関係者の不安を解消するように努めてもらいたいと考えます。

それでは、要旨2、水道水の水質検査についてです。

日本の水道水は、言うまでもなく、国土交通省や厚生労働省、環境省などが定める厳しい水質基準をクリアしており、世界的にも高い評価を受けている安全性の高い水です。しかし近年、全国的に見ると、有機フッ素化合物の検出が報じられている自治体もあり、今後も水道水の安全性を確保していくことは必須であります。

当市の場合、水道水の水源は、木曾川水源の県水や白山浄水場のほか、地下水源と幾つかあります。

そこで、市における水道水の有機フッ素化合物の水質検査はどのように実施されてきたのか、その結果はどうなっているのか、また、昨年6月に水道水の水質基準に関する省令が改正されたが、今後はどのように対応を進めていくのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

PFOS・PFOAの水道水における検査状況について、本市では令和3年度から地下水を水源とする浄水場において水質検査を実施しています。

令和3年度は城東浄水場、令和4年度は羽黒浄水場、令和5年度は楽田浄水場及び楽田東部浄水場で実施しました。

また、令和6年度及び7年度は、城東、羽黒、楽田、楽田東部浄水場にプラスして、木曾川水源の白山浄水場及び愛知県企業庁から供給を受ける県水系も含め、全ての水系において年1回の検査を実施しました。

いずれの検査においても暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを下回っています。令和8年度からは、水質基準に関する省令が改正され、おおむね3か月に1回以上の検査を行うこととなり、これにより、県水系を除く全ての水系において、年4回の検査を実施します。

なお、県水系については、省令の改正に基づき、愛知県企業庁がおおむね3か月に1回以上の検査を実施し、基準を満たした水道水を本市が受水します。このような場合でも、基準では、おおむね3年に1回程度は検査を行うこととされています。

したがって、この県水系につながる、犬山、今井、前原、緑ヶ丘、四季の丘の各配水池において、おおむね3年に1回の検査を実施します。

また、PFOS・PFOAの検査結果については、随時、水道課窓口及びホームページにてお知らせします。

今後も市民の皆様に安心して水道水をご利用いただけるよう、適切な検査を実施してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。水道水の安全性については、水源だけでなく、配水池においても検査を実施していることで、さらに新年度からは年4回の検査を実施することでより安心をいたしました。

それでは、要旨3、今後の対応についてです。

国から今後の対応策が示されていない現状であることは理解していますが、住民の中には、そもそも高濃度の有機フッ素化合物が河川等で検出されるのはどうしてなのかとの声を聞きます。

高濃度の有機フッ素化合物が出ている河川等について、原因調査を進める考えはないのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

河川の水質汚濁に係る基準において、PFOS・PFOAは、人の健康保護や生活環境を保全する上で維持することが望ましいとする「環境基準」への設定ではなく、知見の集積に努めるための「要監視項目」として設定されるに留まっております。

また、有害物質を取り扱う工場や事業所が、公共用水域へ排水する際に遵守すべき排水基準の対象項目にもなっておりません。

さらに、国において様々な研究や実証実験が進められているところでございますが、PFOS・PFOAの発生源を特定することや、除去方法等については、いまだ示されておりません。このため、現状としては、継続的にモニタリング調査を実施し、その存在状況を監視し、指針値超過が確認された際には、人の体内に取り込まないようにするため、地域住民の皆さんには調査結果を速やかにお知らせしています。

発生源特定については、国から対応方針が示された場合、速やかに対応できるよう、今後

もモニタリング調査を継続し、動向を注視してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。国による対応方法が示されていない現状では、有機フッ素化合物の原因調査が難しいことは理解しました。しかし、関係地域の住民の中には、こうした現状を十分に理解できない人もいます。

そこで、再質問をします。

地域の安心感を高めるため、地元地域における住民説明会などを実施する考えはないか、再質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

指針値の超過が確認されている地域については、要望に応じて説明会等を行い、住民の皆さんの不安を少しでも解消するため、丁寧に対応してまいります。

既にご要望をいただいている地域もあり、町内会における総会の場をお借りして、PFO S・PFOAの現状等について、今年この3月に説明をさせていただく予定でございます。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。既に関係する町内会の要望に対して、総会に出席して説明の場を設けるとのことです。市民にとっては正しい知識を適切なタイミングで聞くことが安心につながる重要なことですので、今後の対応を期待して、次の質問に移ります。

件名2、公園樹木の管理について。

公園は子どもの遊び場や地域住民の休息、軽スポーツ、レクリエーション等の用に供するとともに、地震や火災といった災害時の一時的な避難所として利用される身近な施設です。その中でも公園における樹木については、公園全体の景観を形成する大きな素材であり、公園の持つ心理的効果や防災機能、環境保全機能を支える重要な要素であります。

一方で、公園によっては、樹木が植えられてから年数がたっているところもあり、樹木が大きくなり過ぎたため剪定や、樹木が枯れてしまったため伐採の要望も聞きます。

越境枝の処理や病虫害の駆除、落ち葉の処理などによって、周辺住民の生活との調和を図りながら、公園樹木の持つ機能を十分に発揮させるためには、適正な維持管理が必要と考えますので、今回は公園における樹木の管理状況と今後の取組について質問をさせていただきます。

それでは、要旨1、低木の管理についてです。

市内には比較的面積の広い地区公園や近隣公園のほか、街区公園などがあります。最初に、町内会等に管理業務を年間委託している街区公園などの身近な公園が何か所あり、日常管理はどのようにされているのか、また、その管理の中で、低木の管理はどのようにされているのかを質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

住民に最も身近な街区公園は68か所、そのほかにも、ちびっこ広場が61か所、ポケットパーク5か所、遊歩道9か所など143公園を地域の公園として管理しています。

街区公園・ちびっこ広場等の日常管理につきましては、そのほとんどを地元町内会などに委託しています。

令和7年度は、143公園のうち、134公園を77の町内会等に、管理業務委託を締結しており、委託費は約2,000万円になります。

管理委託の内容につきましては、落ち葉や枯れ枝・紙くず・ペットボトルや空き缶等ごみの清掃、公園内の排水路清掃、除草などとなります。

また、低木の剪定につきましては、各委託先町内会にお願いしており、剪定期間や作業方法については、委託先の各町内会の手法により実施していただいています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。今年度は134公園を77の町内会等に管理を委託しており、低木の剪定は委託先の町内会においてお願いをしているとのこと。低木は、例えばツツジのように季節感の高い、変化のある景観をつくり出す役割がありますが、公園内の見通しを確保するため、視線を障害しないで樹高を管理する必要がありますので、委託に当たっては、そういった点も配慮を期待しております。

それでは次に、要旨2、高木の管理についてです。

市では、公園内にある高木については、町内会などからの要望を受けた上で実施していることは承知しておりますが、その高木の剪定、伐採はどのように行っているのか、その時期や費用の実績はどうなっているのか、業務発注に当たって配慮している点があるのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

公園内の高木剪定やはみ出し枝の処理、伐採につきましては、地元町内会から公園要望を提出していただき、現場状況を職員が把握し、緊急性の有無を前提に、優先順位を決めて施工しています。

また、要望についてはおおむね実施しています。

令和6年度の実績では、要望件数45件に対して、実施件数は37件となり、約82%の実施率となり、費用につきましては、約746万円となります。

業務発注につきましては、葉が全て落ちた、12月から2月の寒い時期に剪定するのが木への負担が少ないとされていることから、要望書が提出された公園の取りまとめを行い、一括発注を基本としています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。要望に対しては、緊急性の有無を前提に優先順位を決め、施工しており、昨年度で約82%の実施率とのこと。予算の制限もありますが、できる限り関係する町内会の要望に対応してもらうことを期待します。

それでは、要旨3、今後の取組についてです。

今後、公園の樹木を適正に維持管理していく上では、日照や風通しをよくするための枝葉密度の調整、樹木の本来の美しい形を保つための剪定、病虫害の駆除、施肥などの作業が必要であることは言うまでもありません。市では、公園樹木を管理する上でのポイントをどのように考えているのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

公園の樹木は、夏の日差しを遮り日陰をつくる効果や、新緑・紅葉や落葉により四季を感じることができること、また、鳥や昆虫など生態系の保全の役割も担っています。

樹木管理のポイントとしては、葉の繁茂で見通しが悪くなり、防犯性が損なわれるおそれがないようにすること、樹木が大きくなり過ぎて日常管理が行き届かなくなる前に適切に伐採や剪定を行うこと、施肥や害虫対策の消毒等を行い、樹木を健全に育成することだと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。樹木本来の役割を果たすようにポイントを押さえた今後の樹木管理を期待します。

ここで再質問をします。

私は、公園の樹木の管理に当たっては、マニュアルを作成し、計画的に管理をしていくことを提案しますが、市の考えをお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

樹木管理については、既に「公園台帳」により、公園内の樹木の配置状況や種類などを把握し管理しています。

樹木管理マニュアルの作成につきましては、本市が公園の維持管理のほとんどを地元町内会に管理委託をし、現場の状況や地域の皆様からの要望に対し柔軟な対応を行っていること、また、樹木の成長による過密化や、土壌や病虫害による樹木の生育など、各公園を取り巻く環境も様々でありますので、一律の基準を設けることはふさわしくないと考えます。

引き続き、現場の状況に合わせ適切な維持管理に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。残念ながら、樹木管理マニュアルを作成することは現状では考えていないとの答弁でした。

既に公園台帳があるとのことですので、今後は必要に応じて樹木調査を行ってもらい、台帳の充実を図ってもらいたいと考えます。公園は市民の生活との密接な関係があり、樹木だけでなく、遊具や砂場などについて、安全対策や配慮が必要なことは言うまでもありません。市民の皆さんにとってよりよい公園になるよう、今後も維持管理に努めてもらうことを指摘して、次の質問に移ります。

それでは、件名3、高齢者の健康づくりについて。

人生100年時代を見据えて、健康寿命の延伸を図り、住み慣れた地域で穏やかに暮らすことができるように、高齢者の健康づくりの重要性はますます高まっています。健康づくりに当たっては、生活習慣病等の疾病の重症化予防とフレイル予防をはじめとした生活機能維持が必要であることは言うまでもありません。特にフレイル予防は、健康維持するためのポイントであり、議会においても度々取り上げられており、私も昨年の11月定例議会で、オーラルフレイルの予防について質問をさせていただきました。

今回は、高齢者の健康状況を踏まえて、健康づくりのためのフレイル予防の取組と介護予防や認知症予防にも効果が期待される地域サロンについて質問をさせていただきます。

そこで、要旨1、要介護・要支援の認定の現状についてです。

過去3年間の犬山市の介護保険における要介護と要支援の認定の現状はどうなっているのか。また、その結果をどのように考えているのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

介護保険制度における過去3年間の認定者数ですが、令和4年度末から申し上げますと、要支援の方が1,326人、要介護が2,054人、合計で3,380人、令和5年度末は、要支援が1,417人、要介護が2,034人、そして合計が3,451人と。それから、令和6年度末ですが、要支援が1,462人、要介護が2,136人、合計で3,598人となっております。認定者数の合計で見ますと、毎年増加しているという状況です。

高齢化が進んでおりますので、この増加傾向というのもやむを得ないというふうに考えておりますが、国であったり愛知県と比べてみますと、まず、人口に占める65歳以上の方の割合、高齢化率ということになりますが、令和7年7月末時点で高い順に、犬山市が29.7%、国が29.1%、そして、愛知県が25.5%となっております。一方、第1号被保険者に占める認定者の割合、認定率ということになるかと思いますが、ちょっと時点が異なるんですが、令和7年11月末時点で高い順に、国が20.1%、愛知県が18.8%、そして、犬山市が17.2%となっております。当市は、高齢化が進んでいる一方で、認定を受けている割合が低い、言い換えますと、自立した高齢者の方が多いという状況であります。

これは、介護予防などに対する市民の皆様の意識であったり行動ということはもとより、当市の取組の成果と効果が現れているというふうに考えております。今後のさらなる高齢化の進展に備え、引き続き介護予防の取組を推進してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。要支援、要介護の認定者数は毎年増加しているが、認定率は国や愛知県の平均を下回っており、介護予防の取組の効果ということです。よく分かりました。

介護予防の鍵は、繰り返しになりますが、生活習慣病の予防等、フレイル予防と言われています。

そこで、要旨2、フレイル予防について。

現在、市が行っているフレイル予防の取組状況はどうなっているか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

当市のフレイル予防の取組ですが、そのフレイルの早期発見を目的として、60歳や70歳など、節目となる年齢の方を対象として、個別の案内により、目と口の健診、アイフレイル健診・オーラルフレイル健診ということを実施をいたしています。

また、要介護認定を受けていない70歳と76歳の方を対象として、運動機能や認知機能など、フレイルに関するセルフチェック票をお送りしまして、認知症の疑いが見られるという方には、高齢者あんしん相談センター職員が訪問して面談を行い、必要に応じて、医療機関の受診などを勧めているところです。

今年度、令和7年度は、1,783人の方にセルフチェック票をお送りして、回答をいただいた1,076人の方のうち、1月末の時点ですが、43人の方との面談を行っております。

これらのほか、身体的なフレイル予防のためのフレイル予防スクールであったり、主に地域の老人クラブを対象としたサロンでの教室の開催、あるいは生活支援コーディネーターによる地域のサロンの運営支援など、様々な事業を実施しております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。フレイルの予防の取組としては、目と口の健診やセルフチェックによる早めの気づきが重要であること、また、市で開催するフレイル予防スクールや木曜サロンでの教室のほか、地域サロンの運営支援などを実施している状況がよく分かりました。

そこで、要旨3、地域サロンについてです。

地域サロンは、閉じ籠もりがちな高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、地域の身近な場所で気軽に集い、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。地域サロンまで出かけることや、サロンの活動で無理なく体を動かすことで、自宅で過ごすより身体活動量が増え、介護予防となります。

サロンの仲間と会話することや、笑い合うこと、様々なプログラムで脳を使うことで認知症予防になるとも言われております。私も時間があれば、幾つかの地元サロンに参加させてもらっていますが、サロンで高齢者の皆さんが生き生きと会話をしたり歌を歌ったり、体操したりして時間を過ごしている姿を見ると、こうしたサロンが健康づくりに役に立っていることを認識します。

そこで、現在、市内の地域サロンの活動の状況はどうなっているのか、市として支援体制はどうなっているのか、サロン活動における課題等については把握しているのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

まず、市が把握している市内のサロンは、1月末現在で、237か所です。その活動内容は、囲碁、将棋、体操教室、クロリティー、カラオケ、茶話会、ボランティア活動など、多岐にわたっています。

当市では、直接的にはサロンの支援というのを行っておりませんが、高齢者の生活支援体制や支え合いの仕組みを構築することを目的として配置した生活支援コーディネーターが、住民同士で地域課題の解決策などを考える場である市内5地区の協議体の活動を通して、サロンの支援というのを間接的に行っております。

また、それぞれのサロンが抱える課題ですが、この生活支援コーディネーターや協議体、世話人などを通じて把握をしておりますが、活動のマンネリ化であったり、運営の担い手不足といったことが挙げられておまして、市としましては、サロンの自主性を損なうことがないように、状況に応じた個別の支援の在り方が課題だと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。市内に現在サロンが237か所あり、その活動内容も多岐にわたっていて、生活支援コーディネーターを通して市としても支援している状況が分かりました。ただ、活動のマンネリ化や担い手不足の課題があることも分かりました。

ここで再質問をします。

サロン活動の充実のためには、地域間での連携や、多世代交流が必要と考えます。例えば、今月の13日には、市内の各サロンなどで活動中のメンバーによるマーじゃん大会が開催されると聞いています。こうした市内全域で連携した活動や多世代交流での活動に対する支援の現状はどうなっているのか、再質問します。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えします。

まず、お答えに先立ちまして、当市が考えるサロンの好ましい姿なんですけど、市内の全域に多種多様な活動を行うサロンが数多く存在して、高齢者の身近な場所に、気軽に行ってみたいと思えるサロンが選べる状況、市全体での連携というのは、その延長線上のものというふうに考えております。

そして、議員お尋ねの市全域で連携する際の支援ですが、市民の皆様の自主性を損なうことがないように、その時々が生じた課題に対する助言であったり、人材のマッチングなどい

った後方支援というものを行っております。

議員ご紹介されたマージャン大会では、大会の発起人と、市内のマージャンサロン、複数ありますので、市内のマージャンサロンや協賛企業とのマッチング、あるいは円滑な大会運営のためのアドバイスやサポートを行ったほか、これと違う事例になるんですが、昨年5月の橋爪・五郎丸子ども未来園のお別れ会の際には、犬山南地区の協議体の方々が中心となって、サロンと子ども会、大学生、子育て中の母親などが交流できるようなマッチングを行っております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。今後も後方支援を続けてもらい、市内各地の地域サロンがそれぞれの特性を生かして自主的に運営され、さらに活動が活性化されること、そしていつまでも元気な高齢者が増えることを期待します。

ここで再々質問をします。

新年度から健康福祉部がふくし部と子ども健康部に分かれ、高齢者支援課がふくし部、健康推進課が子ども健康部に別の部に分かれていますが、市としては、今後どのように高齢者の健康づくりに取り組んでいく考えなのか、市長にお聞きいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 光清議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の健康づくりに関しては、今、ご指摘をいただいたように、ふくし部の高齢者支援課と子ども健康部の健康推進課、それぞれに分かれ、それぞれに役割があります。高齢者支援課は、介護予防やフレイル予防の観点から、健康推進課は健康保持と疾病予防の観点で事業を進めていきます。それは、健康づくりに限りません。8050問題での生活支援など両課で連携・協力するケースは少なくありません。

ご指摘のとおり、機構改革によって両課は異なる部となりますが、高齢者の暮らしをサポートするためには、全庁的な連携が不可欠であります。国が定める重層的支援体制も、そのための手段の一つであります。それに、組織を分けたのは、仕事の範囲と責任をはっきりさせて、意思決定や対応を速やかに行うものであり、連携はむしろ強化されるものであります。

組織を分けたことで、ふくし部の現場支援と子ども健康部の専門支援の役割が明確になり、地域サロンをはじめとする高齢者の健康づくりは、よりスピード感を持って、実効性の高い体制で進めてまいります。

私も楽田地区のサロンには3回お邪魔させていただき、楽しいひとときをご一緒させていただきました。マージャン大会にも参加する予定であります。私自身も現場主義でありたいと思っています。

目的や課題は様々あります。それぞれに応じながら、柔軟で機動的な体制で、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さらなる支援を続け、取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市長、答弁ありがとうございました。私も市民の健康づくり、特にその中でも高齢者の健康づくりについては、議員として特に取り組んでいきたい分野ですので、これからも機会を捉えて質問や提案をしていきますので、よろしく願いをしまして、次の質問に移ります。

件名4、施政方針についてです。

要旨1、自主避難所登録制度の創設についてです。

自主避難所登録制度、言い換えれば届出避難所については、昨年の11月定例議会における一般質問で、他の自治体を参考にして進めたらどうかを提案させていただきました。答弁の中では課題もあるが、先進事例などを研究して検討していくとのことでしたが、新年度に創設するとの施政方針があり、早速の対応に感謝しているところであります。

現状においては詳細事項についてはまだ決まっていない点もあると考えますが、今後の方向性について質問をしますので、よろしくお願ひします。

まず、そこで2点、質問します。

登録される自主避難所の運営責任や役割分担については、市と町内会でどのように考えているのか。登録施設に対する市としての支援についてはどのように考えているのか、質問をします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

自主避難所登録制度については、地域住民による主体的な防災行動の推進を主な目的として、自宅での避難に不安を感じる人が迅速に近所の公民館や集会所などの安全な施設へ避難できるようにするものです。

加えて登録時には、避難所の責任者や役割などの運営体制の報告をお願いし、住民自らが運営責任や役割分担を明確にすることで、円滑な避難所運営につながるものと考えています。自主避難所の運営責任や役割分担については、町内会等が開設から運営に関する全てを担うものとなり、市は、町内会等の後方支援をする立場となります。

なお、後方支援の内容は、他市町での事例などを参考にしながら、今後検討を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。自主避難所については、町内会などが開設から運営まで全て担い、市としての支援内容については今後進めていくとのこと。既に登録制度を導入している自治体では、行政からの一定の食料や飲料水、毛布、簡易トイレなどを提供しているところもありますので、そうした事例を参考にして、支援内容を決めてもらいたいと思います。

再質問をします。

答弁を聞きますと、自主避難所登録制度について、ある程度の概要はできているように判断しますが、今年度の登録手続等のスケジュールはどのように考えているのか、また、制度

の周知についてはどのように考えているのか、再質問します。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

登録制度につきましては、登録条件や支援の項目など制度の内容について調整を進め、10月をめどに制度を開始する予定です。

また、制度の周知については、地域で行われる防災訓練や出前講座での周知などにより、自主避難所の登録を促します。

自主避難所を地域で設けることで、地域での防災意識が向上するとともに、有事の際には、住民自らが自助、共助により命を守る行動が取れるようつなげてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からも自主避難所について申し述べさせていただきます。

自主避難所の必要性を認識することになる事案が、栗栖地区で起こりました。もう皆さんご承知のとおりです。10月に発生した県道栗栖犬山線での倒木による通行止めであります。倒木による通行止めは、12時30分から21時40分までと長時間にわたりました。倒木が電線に接触していたため、16時から通行止め解除前まで栗栖地区は停電となりました。そのため、帰宅困難者皆さんの避難所を指定避難所であるフロイデに開設、栗栖地区の指定避難所である栗栖小学校に開設する準備に入りました。フロイデはすぐに開設できました。栗栖小学校は、この日の前日が運動会であったために、学校が休みであったということ、倒木による通行止めで栗栖小学校まで行くことができず、開設ができませんでした。

その状況で、栗栖区が栗栖公民館に自主避難所を開設し、避難者を受け入れ、避難所運営に当たってくださいました。自主避難所を設置することで、自助・共助・公助をつなぐハブとして、地域の安心と命を守り、安否を確認するスピード、運営の質を高めることができると思われました。自主避難所の重要性と必要性を感じました。

よって、市が開設する指定避難所だけに依存する公助一極から、自助・共助・公助の統合となる自主避難所の登録制度に取り組んでいきます。ここから共助の力を引き出し、公助の効果を最大化していきたいと考えています。

また、今回の倒木で、栗栖地区の孤立対策を考えていかなければならないことを強く認識しました。栗栖犬山線が県道であるため、中村県議会議員には愛知県に強く働きかけていただいているところであります。

現状の動きは、つい先日、2月19日に開催された犬山市防災会議において、栗栖犬山線と市道を合わせて新たに第3次緊急避難輸送道路として位置づけました。その位置づけもあり、愛知県により、令和8年度から、う回路がない800メートル区間で、落石や倒木などによって道路が閉鎖されないよう、対策工事のための調査設計が進められます。

あわせて、長時間にわたる道路閉鎖や停電、通信障害のリスク回避のため、中部電力株式

会社と連携して、令和8年度、無電柱化に向けた予備設計に着手していく予定とのことであり  
ます。

少し話が広がりましたが、改めて自主避難所登録制度の開設に向けて、しっかり取り組ん  
でまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

ところで、今週の日曜日に市役所で防災人材育成講座が開かれ、能登半島地震で1年以上  
自主避難所を運営された方から貴重なお話を聞くことができました。

自主避難所の運営に当たっては、大家族のようにリーダーを中心として、地域住民一人一  
人が役割を担い、助け合うことが必要不可欠であるということでした。いざというときに、  
先ほど市長もおっしゃられましたが、共助の力を発揮できるよう、自主避難所の登録と合わ  
せ、避難所の運営に当たる地域の人材力を高めてもらうことを指摘して、私の一般質問を終  
わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、創犬会、畑 竜介でございます。議長のお許しを得ましたので、  
通告しました3件について一般質問を随時行わせていただきます。よろしくお願いいたします  
ます。

まず、件名1、自転車活用推進計画についてでございます。

要旨1として、広域サイクリング構想との整合性について。

今回は令和6年6月議会において、私が取り上げました自転車活用推進計画の続きとして  
質問させていただきます。

前回の一般質問では、自転車通行帯の設置を契機に、自転車利用の増加と事故増加の双方  
を踏まえ、犬山市として地方版の犬山自転車活用推進計画を策定すべきであると提案し、当  
局から策定に向けて検討を進めるとの答弁をいただきました。

現在、この策定委員会も第3回を終えまして、計画の方向性が具体化してきている段階で  
あると承知しております。そのような中、日本経済新聞において、「木曾川流域に100キロ  
のサイクリングロード、愛知・岐阜の12市町で整備を」とそんな記事が掲載されました。

愛知県と岐阜県にまたがる木曾川中流域で流域12市町が連携し、約100キロに及ぶ周遊ル  
ートを整備するというものであります。さらに、2030年度までに利用者85万人を目指すとい

う明確な目標も提示されております。

この動きは本市単独の交通施策を超え、広域的な観光回遊性の創出につながる大きな潮流であると受け止めています。第1回、第2回の委員会では、本計画は、犬山市内を対象とする整備がなされておりますが、10年先を見据える計画である以上、広域構想との整合性をどのように位置づけるのかが重要だと考えております。

そこで、本市の自転車活用推進計画は、この木曾川流域の広域サイクリング構想とどのように整合させる考えなのかお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在策定中の犬山市自転車活用推進計画については、策定委員会で有識者の方々に意見を伺いながら「都市環境」、「健康増進」、「観光地域づくり」、「安心・安全」の4つの柱に基づき自転車のさらなる活用推進について検討を進めています。

木曾川流域の広域サイクリング構想は、木曾川沿川の多様な自然環境・河川景観や文化、歴史的遺産等を生かした水辺の拠点整備・活用を推進し、さらにサイクリングコースによる広域的なネットワークの形成を図ることとしています。

対策メニューとしては、広域的なサイクリングコースの設定、水辺空間でのイベント利用の企画、イベントの開催などのソフト対策と、サイクリングロードの整備などのハード対策としています。

この構想の目的や実施メニューは、本市の自転車活用推進計画における「観光地域づくり」及び「健康増進」の柱につながるものと考えています。構想の推進主体には、本市も参画していますので、両計画の整合を図っていく考えです。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。観光地域づくりや健康増進という計画の柱につながることを確認できました。

1点、再質問をお願いします。

答弁にありました観光地域づくりについて、今後、広域ルートが具体化する中で、犬山市として強みを発揮できるエリアや動線について整理していくことも重要と考えています。河川空間や観光エリアとの接続など、広域と市内をつなぐ視点を計画に反映させていくお考えがあるかお伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

木曾川中流域のサイクルルートについて、本市は下流の扶桑町と上流の可児市をつなぐ位置にあります。扶桑町との接続は木曾川犬山緑地内、そこから可児市へつなぐルートは、市内の県道及び市道を想定していますので、国宝犬山城及び城下町の観光エリアへサイクリス

トを呼び込むルートを選定できるよう、関係者との調整を進めています。

議員ご質問の城下町の観光エリアとの接続については、住民の皆さんや観光客の安全確保の観点から、城下町内の道路をサイクルルートに設定する考えはありませんが、城下町に接している周辺の県道や市道につながることを想定しています。

また、内田地区の木曾川河畔空間との接続については、堤防沿いの市道を設定することを想定しています。

自転車活用推進計画では、安全かつ円滑な自転車通行を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線を選定します。この路線の一つとして、木曾川中流域のサイクルルートを選定する考えです。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。しっかりと当市の観光エリアを意識してサイクルルートを考えていただけることが分かりました。

続いて、要旨2、広域サイクリング構想における戦略についてお伺いいたします。

広域構想の中で、犬山市としての具体的な戦略を伺いたいと思います。

犬山市は、国宝犬山城、城下町、木曾川河畔空間という、流域でも際立った観光資源を有しております。広域ルートが整備された場合、犬山市が単なる通過点となるのか、それとも滞在拠点として機能するかは、この戦略次第であるかと思えます。走るだけでなく立ち寄り、休む、消費する、そういったまちへの転換が、犬山市の存在価値を高める鍵になると考えます。

特に河川空間は、現在も整備が進められており、滞在時間を延ばす仕掛けも検討の余地があるのではないかと思います。

そこで、本計画において犬山市を滞在拠点として位置づけ、駐輪環境整備や河川空間の活用、民間連携による滞在機能の強化などを検討していくお考えはあるのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在策定中の自転車活用推進計画において、議員ご提案の滞在機能の強化に該当する項目としては、「サイクルルートの路面標示」「民間連携によるサイクルイベントの実施」「サイクルマップによるコースの周知」「観光地等へのサイクルラックの整備」「シェアサイクルポートの拡充・誘致」「観光情報の発信」など、自転車利用環境の向上につながる施策を検討しています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。滞在拠点としての高付加価値化として考えると、例えばサイクリストが立ち寄り、疲れを癒やす足湯の設置をすとか、具体的なこういった仕掛け、民間業者との連携した滞在機能の充実など、小さな取組の積み重ねが、滞在時間の延長につながるのではないかと考えます。

こうした具体的なアイデアについても、この今後の委員会や関係部局の議論の中で検討し

ていく方向性があるか、再質問として改めてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

議員ご提案の、例えば、内田地区の木曾川河畔空間にサイクリストが疲れを癒やす足湯を設置するというような小さな取組の積み重ねによる滞在期間延長につながる観光施策については、「木曾川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり計画」や「犬山市かわまちづくり計画」に基づく施策の中で検討されるものと考えています。

また、自転車活用推進計画の策定委員会には、観光関係者が就任しており、計画策定に当たっては観光部局との調整を行いますので、サイクリストが「立ち寄る」「休む」「消費する」ための滞在機能の強化についても議論していく考えです。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。ぜひ観光部局や観光関係者も一緒になって引き続きの計画の策定を進めていただくことを期待して、次の要旨に移ります。

要旨3、安全確保と共存のまちづくりについて。

自転車利用拡大を進める以上、安全確保は不可欠であります。第2回策定委員会で報告されたアンケート結果によれば、一般高校生アンケートにおいて、車道が危険だからという理由で歩道走行を選択している回答が多く見られました。また、中学生アンケートでは、自転車利用時に歩行者とぶつかりそうになるとの声も上がっております。これらの結果からは、車道は不安であるが、かといって歩道も安心し切れないと、そういった利用者の実感を示しているものと受け止めています。

さらに、第1回の委員会資料では、本市における自転車事故は増加傾向にあることも示されてきました。自転車は被害者にもなり得ますが、歩行者にとっては加害者にもなり得ます。だからこそ安全対策は、単なる事故防止にとどまらず、歩行者、自転車、自動車がそれぞれ安心して共存できる空間づくりが求められているのではないかと考えます。

そこで、本計画において、安全確保をどのように位置づけ、重点改善エリアの整理や役割分担を明確にした空間づくりを進めていくのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

本計画では安全に寄与するものとしてソフト施策とハード施策を位置づけていきます。

ソフト施策としては、地域や関係機関と連携した自転車の利用ルールの周知・啓発、ライフステージに応じた自転車安全教室・講習会の開催、ヘルメット着用の周知・啓発、自転車保険加入の促進など掲げる予定です。

また、ハード施策としては、市民アンケートによる自転車通行頻度や危険を感じる箇所、警察からの事故発生箇所データを参考に、安全対策を推進していく予定です。

整備方針としては、現道幅員の中では自動車・歩行者・自転車の通行帯を構造物により分離する整備は困難であるため、路面標示により、自転車の通行場所を明確にしていくことを考えています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。市内の道路で歩車分離はなかなか難しい道路も多いですから、舗装した路面標示は大変有効な手だてだと感じます。

安全対策を単なる事故防止にとどめるのではなく、子どもから高齢者まで安心して自転車に乗れるまち、また観光客も安心して走れるまちと、そういう姿を目指すことが、結果として犬山市の魅力向上につながるのではないかと考えます。

例えば今の答弁にもあったように、誰が見ても理解できる路面標示やサインの整備、通学路で安心した通行環境、観光エリアでの歩行者と自転車の分かりやすい区分、こうした取組を積み重ねることで、安心して走れる犬山というイメージが定着し、この広域ルートの中でも選ばれるまちとなっていくのではないかと考えます。

安全を犬山市のまちづくりの価値の一つとして考え、選ばれる犬山を目指していくという視点で計画をまとめていくお考えはあるのか、再質問として当局のお考えをお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

本計画は、通勤・通学、趣味や健康づくり、買物や観光など、様々な暮らしのシーンにおいて、自転車を選択肢の一つとし活用していただくことを目標に策定を進めています。

自転車活用の推進を図る上では、安全性の確保は重要な視点として捉えています。

今後、路面標示等の整備が進み、自転車利用者の安全意識の向上が図られ、その相乗効果として「自転車で安心して走れるまち」というイメージが定着することは考えられます。

その結果、広域ルートの中でも「自転車で走りやすく選ばれるまち」となれるような計画をまとめていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

最後に、要旨4として、数値目標と計画の実効性について伺います。

この計画、10年を見据えた計画であるならば、成果指標の設定が不可欠であると考えます。広域構想では85万人という目標が示されています。犬山市としても市内利用者数、滞在時間、事故件数削減、駐輪環境整備数など、具体的な指標を設定することが重要だと考えています。

そこで、この本計画において、K P Iを設置するなど、計画の進捗が見える化し、定期的な評価、見直しを行う仕組みを導入する考えはあるのか、お伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

計画を策定する以上、何らかの指標によって一定期間ごとに本計画における各施策の進捗状況を見える化し、お示しすることが必要であると考えています。

計画策定の過程において、活用できるデータや数値については把握できており、市民アンケートによる利用者意識・ニーズ・状況等の比率や、事故発生件数、駐輪環境整備数など指標として示すことができるものについては、具体的な目標数値を示し達成度の確認を行っていきます。

本計画における目標指標の設定やフォローアップ体制等については、今後の策定委員会において各有識者の方からご意見をいただきながら策定していきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。今後、木曾川流域における広域的な取組が進む中で、犬山市がその中でどのような役割を果たし、存在感を発揮していくのかは、まさに今が分岐点であり、本計画の内容と今後の取組にかかっていると考えます。

犬山が単なる通過点にとどまるのではなく、滞在し、楽しみ、また訪れたいと思っただけの、選ばれるまちとなるよう、主体的な計画策定と着実な推進を期待しております。

続きまして、件名2に移ります。ニュートラベルについてお伺いをいたします。

要旨1、行政側の目的についてです。

まず、STATION Ai株式会社主催のふるさとイノベーションコンテストを契機に、今現在、当市で実証事業が行われているニュートラベルのアプリについて、その戦略的位置づけをお尋ねしたいと思います。

今回の実証事業は、本市の財政負担なく実施されたものであり、新たな民間提案を積極的に受け入れられた姿勢は素晴らしいことだと感じています。その上で、今回確認したいのは、この取組を本市がどのような戦略的意図を持って受け入れたのかという点です。

現在、当市の観光は、犬山城下町通りへの観光客の集中、日帰り観光の割合の高さ、郊外エリアの経済波及不足といった課題を抱えています。こうした課題認識の中で、今回の実証事業を単なる技術実験として受け入れたのか、それとも観光戦略上の実験的施策として位置づけていたのか。市として本実証事業を通じて混雑緩和、回遊促進、宿泊観光への転換など、どのような政策課題の解決につなげようとしていたのか、行政側の目的についてお伺いをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

初めに、ふるさとイノベーションコンテストについて、概要を説明させていただきます。

東海テレビ放送株式会社と県のスタートアップ支援機関であるSTATION Ai株式会社の2社から、犬山市に対し、地域の観光課題をスタートアップ企業が解決に取り組む、「ふるさとイノベーションコンテスト」という企画実施の申入れがありました。

この企画は、犬山市を舞台に、当市の観光課題である、周遊・分散・滞在時間延長・宿泊増・地域還元等の改善をテーマとし、コンテスト形式で提案募集し、グランプリとなった企

業には、賞金と実証事業実施の権利を獲得できるという内容のものとなっております。

目的としましては、東海テレビ放送株式会社は、コンテストから実証事業実施まで、この期間をドキュメンタリー番組として作成し放送、STATION Ai株式会社は、スタートアップ企業の活躍機会を創出、犬山市は、観光課題改善に向けた取組に資する内容であると捉え、この企画に参画することとなりました。

グランプリは、「SBイノベーション株式会社」による旅行特化型動画SNSアプリ「New Travel」に決定し、現在、実証事業を行っているところでございます。

今般提案されたアプリの活用は、「犬山市観光戦略」においても主要課題に位置づけている、回遊・分散、滞在時間延長、宿泊者数増に資するとともに、戦略に掲げる「多様な媒体を活用した情報発信」こちらを促進する可能性を有するものと捉えており、本市が目指す取組の方向性に合致すると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。

1点、再質問いたします。

戦略的な取組であるということであれば、重要なのはその成果をどのように政策につなげていくのかということです。今回の実証事業において、混雑緩和、回遊促進、宿泊観光への転換といった観光課題との関係、それを具体的にどのような指標や枠組みで整理しようとしているのか、再質問としてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

グランプリ提案者である「SBイノベーション株式会社」が実証事業を実施するに当たり、10項目の数値目標、いわゆるKPIですね、こちらを設定しております。

数値目標は、提案企業側としては、今後アプリを全国展開し、ユーザーを増やすための成功事例とすること、及び必要なノウハウや機能の把握のための指標として、本市においては、アプリが市の課題改善や新たな観光宣伝手法の拡充につなげていくための効果検証として、という視点で設定しています。

主な数値目標ですが、多くの事業者の参画を促すための「勉強会参加者数」、犬山の魅力を高め拡散するための「動画作成数」、混雑緩和や回遊促進、滞在時間延長のための「城下町以外の動画割合」や「デジタルスタンプラリー利用者数」及び「生成された旅行プラン数」などがございます。

実証期間は、既に始まっておりますが、1月末から3月末までとしているため、この期間ですぐさま課題が解決されるものではありませんが、実証事業で得られた知見と蓄積されたノウハウを踏まえ、今後の観光施策に生かしていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。今回の実証事業が、こうした犬山市の観光課題の解決に資する可能性を持つ取組であるということは理解しました。その上で重要

になるのは、こうした民間サービスを当市の観光政策の目的にどのように結びつけていくかという点であります。

そこで、次に要旨2として、政策目的とサービス設計の整合性についてお尋ねいたします。

今回、実証事業が行われているニュートラベル、これは観光特化型の動画SNSであります。民間サービスとしては、利用者の増加、投稿の促進、エンゲージメントの向上を目的とするものと理解しています。

一方で、犬山市の観光政策の目的は、先ほど申し上げたように、城下町周辺の混雑緩和、市内回遊の促進、滞在時間の延長、宿泊者数の向上であります。ここが非常に重要な視点だと考えます。

アプリの利用者が増えることと、この観光政策の課題が解決することは、必ずしも一致しないという点です。例えば、本町通りエリアへの投稿が集中すれば、結果として混雑が強まる可能性もあります。だからこそ必要なのは、観光政策の目的を反映した、こうしたアプリの運用設計ではないかと考えます。

そこで、市として、この本サービスの運用において、重点エリアへの誘導だとか、時間帯別の分散、宿泊につながる動線設計など、観光戦略ツールとして主体的にこの設計に関与していく考えはあるのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

まず、本アプリですが、提案事業者が独自に開発し、提供されているものでありますので、犬山市だけに特化したものではございません。事業者としては今後、当市を成功事例として全国的な普及を目指し展開していく意向であると認識しております。

一般的にですが、アプリ事業者はサービスを提供して利益の追求を図り、市は施策に活用するという考えがございますので、当然ではあります。事業者と当市の目的は完全一致ではありません。しかしながら、アプリの拡充は両者にとってウィン・ウィンの関係になり得るものと考えております。

アプリが普及し、全国的に利用者が増え、犬山市の動画も多数つくられ拡散することで、当市に対する認知度が高まり、来訪後においてもデジタルで旅の情報が閲覧・検索可能となることから、利便性や満足度が向上するとともに、お店にとってもアプリ経由で予約や来客が増えるなど、有益な仕組みになり得るものと期待しております。

このため、第一義的にはアプリの認知が高まり、利用者数が増えていくことは、当市にとっても意味のあるものと認識しております。

また、アプリ内のマップに城下町だけでなく、市内各所の店舗や名所が多く示され、関連した動画が簡易に数多くつくられ、拡散することで、市域全体の認知度が高まるものと考えております。

これまで周知が十分に行き渡らなかった城下町以外の魅力ある店舗や名所、隠れた観光スポットが提示、拡散され、新しい旅のコースや導線が注目されることで、回遊性の高まりが

見込まれます。また、様々な情報が提供されることで、滞在時間延長や宿泊者数の増加につながることに期待しております。

本アプリはこうした機能や特徴があり、活用によって当市の観光課題改善に資する可能性を有しているとともに、さらなる機能の拡張性も期待できることから、新たな情報発信の観光宣伝ツールとして主体的に活用していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。民間事業者と行政では目的が完全に一致するものではないものの、双方にとって有益な関係になり得るという考え方は理解しました。

この取組が、当市の観光課題の解決に実際にどの程度寄与したのか、どのような視点で評価していくのかという点が重要ではないかと考えます。

そこで最後に、要旨3、今後についてお伺いをいたします。

市としては効果が確認できれば、継続も検討すると、そういった姿勢であると理解しています。

そこで、市が考える効果とは、具体的にどのような状態を示すのでしょうか。利用者数や投稿数の増加をもって効果とするのか、また、それとも特定エリアの回遊性が生まれたことをもって効果として判断するのか、観光政策上の成果をもって効果と判断するのか、この継続、今後の判断基準をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

まず、実証事業についてですが、こちらは事業実施に際し数値目標を設定して成果を確認するようにしております。そして、動画作成数やスタンプラリー、利用者数等といった目標指標の達成が、回遊・分散、滞在時間延長、宿泊者数増などの観光課題改善につながることから、実証事業の結果を精査してまいります。

達成できなかった項目も、また原因を把握することで、次の施策に反映できることから、精査・分析を進めていきたいと、このように考えております。

一方ですが、当市はこれまで、デジタル分野での観光宣伝の方法としては、犬山観光ナビ、ホームページになります、やインスタグラムの展開、わん丸君X等による周知宣伝を積極的に実施してまいりましたが、新たなSNSメディアが続々と生まれている状況下において、十分に対応できているとは言えませんでした。

今回、デジタルでの旅行ガイドブックというアプリを活用する機会を得られましたので、動画による周知、拡散など、観光宣伝として、もう一段階上の取組になり得るのではないかと期待をしているところでございます。

また、今般、この取組の中で、大変多くの事業者の方に、動画作成に参画いただくことができました。事業者さんにとっても、動画による宣伝というハードルを、この実証事業を通じて、大変だったとは思いますが、比較的容易に、かつ多くのお店の方と一緒に乗り

越えることができた、このことは、まち全体がレベルアップするよい機会となりました。加えて、事業者の皆さんと一緒に取り組んで、お店同士がお互いを知る、連携を深めるというよい機会になったのではないかと考えております。

このように、犬山市観光戦略に示す観光課題改善に資する可能性を有し、既に複数の効果が得られていることを鑑み、今後も継続して「New Travelアプリ」こちらを当市の観光宣伝ツールとして、事業者の皆さんと一緒に活用していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。今答弁でありましたように、私自身も自分の関わる拠点、幾つかでこのアプリを使っていましたが、本当に簡単にショート動画ができるので、こういった取組がされているということは大変すばらしいなと思っております。

一方で、この広域的な観光競争が進む中で、犬山市が観光地としての魅力をさらに高めていけるかどうかは、こうした新たな技術やサービスをどのように主体的に活用し、政策に結びつけていくかにかかっていると思います。今回の取組が単なる実証事業にとどまることなく、犬山市の観光課題の解決と地域経済の活性化につながる実効性のある施策として発展していくことを期待しまして、次の質問に移ります。

件名3、施政方針についてです。

要旨は1点です。女性の視点を取り入れた「住むまち犬山」の推進についてお伺いをいたします。

施政方針において、これまで進めてきた「来るまち犬山から、住むまち犬山」への展開に加え、令和8年度は新たに女性の観点を取り入れていきたいと述べられました。

人口減少社会においては、住み続けたい、住んでみたいと思われるまちづくりを進めていくことが重要であり、特に女性の視点から生活価値を高めていくという考え方は、まちの魅力向上につながる重要な方向性であると考えます。

「住むまち犬山」を実現していくためには、子育て、教育、働く環境、交通、医療、文化、安全など、複数分野にまたがる施策を横断的に連携させていくことが重要になると考えます。

一方で、この行政組織は、部局ごとに所管が分かれているため、個別施策の積上げだけでは、生活価値としての総合的な魅力向上にはつながりにくい面もあるのではないかと感じております。

そこで、女性の視点を取り入れた「住むまち犬山」を推進していくに当たり、庁内横断で検討、調整を行う体制など、今後どのように進められていくのか、お考えをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

現在、「住むまち いぬやま」として移住・定住施策は、企画広報課が担当しています。その理由として、1つ目は、移住・定住は将来人口に大きく影響し、長期的なまちづくりの視点から取り組む必要があること。

2つ目は、住むまちとしての魅力は、自治体の地理的条件や都市環境だけでなく、あらゆる分野で、住むまちとして選ばれる事業や施策を展開していることも必要であり、そうした施策や事業を、総合計画や毎年度の実施計画の策定を通じて横断調整していること。

3つ目は、移住定住施策として重要なことのひとつが、情報を効果的に発信するシティプロモーションであることが挙げられます。

したがって、「女性」をキーワードに加えた移住定住施策の検討に着手していきますが、まずは、現在と同じく、企画広報課が主体となり、事業が他課にまたがる場合には、定期的に進捗を確認する体制を取るなど、全庁での関連施策の検討などを進めていく予定です。

令和9年度以降の具体的な事業の展開については、予算編成の前に行う、実施計画の策定機会などを捉えて、それぞれの事業の実施体制などを調整し、順次、予算化に向けた検討を行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。推進体制については理解しました。

その上で女性の視点を取り入れるというのは、単なる施策の追加ではなく、まちづくりの考え方そのものに関わるテーマであると感じています。

原市長は施政方針の中で、女性の安心と便利、自己実現を同時に満たす設計を目指したいと趣旨を述べられました。人口減少社会の中では、自治体間競争が進む中、女性の視点からまちの価値を高めていくという考え方は、犬山市の将来を左右する重要な点であるのではないかと考えます。

改めて、市長はどのような課題認識の下、特にどの分野に重点を置いて取り組もうとしているのか。そして、女性の視点を加えることによって、犬山市のまちづくりをどのように進化させていこうとされているのか、原市長のお考えを改めて伺いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 畑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、考えに至った経緯です。

「ちょうどいい」のキーワードに「女性」を加えて考えていきたいとのきっかけは、畑議員が関わってみえるパンとコーヒーのお店ができたことからであります。そのお店で働きたいと女性が犬山に引っ越してくれたとの話を聞きました。うれしかったし、すごいと思ったし、そこに「住むまち いぬやま」に展開していくヒントがあるのではないかと思います。

そこで、女性が魅力を感じて、転入が多いまちにはどんなまちがあるのだろうと探ってみました。すると、パン屋さんのように、まちの中の働く場所が、サービスや販売、事務、企画などの女性が働きやすい産業構造になっていること。また、コンパクトな都市機能が備わっていること。アクセスがよくて住みやすいことが挙げられます。

ならば、女性の転入が多いまちと同じように、犬山市は「ちょうどいいまち」で、女性が住みたくなり得る可能性と潜在力があると考えました。それが、経緯であります。

次は、問題認識です。

犬山市は、人口減少と少子・高齢社会の真ん中にいます。その中で、「来るまち」から「住むまち」への展開を進めてきました。そこで、定住の鍵となるのは、日常生活価値の質です。特に女性の学ぶ・働く・子育て・介護・自己実現などのライフステージが、横断的に利便性と安心で満たされることが、移住・定住の意思決定に直結するのではないかと考えたこと。

犬山には、文化や歴史、観光、里山と川などの自然、岐阜や名古屋に近いという犬山にしかない組合せは、生活設計と働き方の柔軟性、休みのときの充実を同時に満たせる潜在力があります。一方で、それらが観光体験にとどまっていて、毎日の生活価値に置き換えられなかったこと。

「ちょうどいい」の定義を、時間や学び、働き、休みなどの日常の設計にも軸足を移すことで、「ちょうどいい」が「住むまち」にさらにつながらないか考えたこと。

以上の問題認識と、先に申し述べた経緯から、「女性」の視点で暮らす・働く・学ぶ・楽しむの一体設計で「住むまち いぬやま」の考えを示させていただきました。

ただ、思いを形にしていくのはこれからであります。私の一体設計の具体策については、担当課には申し伝えてあります。無理な投資に頼るだけでなく、犬山市の地域資源を生かして、「住むまち いぬやま」を創造していきたいと思っています。これまでにやってこなかったことや、ないことをつくり出す挑戦で、具体的な取組が示せるよう、方向性を定めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。3番 増田修治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、創犬会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました3件について、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、サードプレイスについて。

まず、サードプレイスとは、アメリカの社会学者レイオールドンバーク氏によって、1980年代に提唱された概念であり、第一の場の家庭ではなく、第二の場の職場や学校でもないコミュニティの基盤として、それを謳歌する第三の場を意味します。飛び切り居心地がよく、ゆったりとした時間を過ごせる場所を、家や職場、学校以外にも持つことが、精神的な平穏につながると考えられております。

これは30年以上前に提唱された概念ですが、このサードプレイスの衰退が起きることは、社会的な衰退につながっているとも言われており、この重要性から、近年ではその概念を拡張しようとする試みがなされており、各地方自治体においてもサードプレイスの環境整備に取り組み出しております。

その例として、民生文教委員会で視察に行った高梁市立図書館や、隣町の小牧市立図書館なども、ある種そうした概念を踏襲しているとも言えます。

概念を別紙で添付をさせていただきましたが、簡単に言うと、心構えをしなくてもふらっと行ける場所といった解釈になると思います。今回はこのサードプレイスについて一般質問をさせていただきます。

要旨1、若年層について。

まずは、このテーマの中でも若年層に絞って考えてみます。それでは、ご質問をさせていただきます。

当市において小学生や児童に向けた取組が盛んに行われておりますが、もう少し上の世代、中高生が抱える様々な悩みや課題に対して、当市はどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市では、青少年センターにおいて、様々な悩みを抱えた子どもや若者の相談活動を行っており、市内の中学校、高等学校を通じて相談を紹介するカード「一人で悩んでいませんか」を配付しています。

相談は生徒のみならず、保護者も対象として相談を受け付け、内容によっては専門機関を紹介したり、他の機関と連携したりなどして悩みの解消に向けて取り組んでいます。

相談件数は、令和5年度は145件、令和6年度は129件、今年度は1月末までに107件で、年齢層は、高校生以上からのものが過半数を占め、相談内容は、不登校に関するものが最も多くあります。そのため、小中学校の9年間を不登校として過ごした当事者である漫画家を講師として招き、市内中学校、高等学校において講演会を実施したり、保護者や教育関係者向けに困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会を実施したりしています。

また、課題としては、近年の青少年を取り巻く情勢は、社会状況の多様化、情報社会の進展等により社会環境が大きく変化する中で、青少年による事件、いじめやひきこもり、SNSを通じたトラブルが多く起きていると認識しています。

地域の青少年を犯罪から守り健全な育成を推進するために、学校や警察など関係機関と連携し、地域の団体に協力をお願いし、登校時のおあしす運動をはじめ、挨拶標語の募集、街頭指導活動など、啓発事業を粘り強く進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

現在、健康福祉部として行っている取組は、乳幼児や小学生などの子育てを行っている家庭への支援、子育てで悩む保護者への支援が主体となっています。

議員が言われるような、中高生が抱える悩みを相談できるような取組というものは、先ほど教育部長がお答えしたものが主なものになります。

そのほかにも、家庭児童相談室においても、様々な相談を受けています。中高生からの相談も受けますが、これまで、あまり周知されていなかったこともあり、件数はほとんどないのが現状です。

また、児童センターでも、声かけや相談などは行っていますが、もともと中高生の利用が少ないため、件数についても少なくなっています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。挙げられたように様々な悩みや相談もあるでしょうし、声を上げていただいている方以外にも、声を発することが苦手であったり、なかなか自分の中で抱える悩みを打ち明けられる状況にない方もいらっしゃると思います。私も青少年問題協議会に所属しておりますが、世代や時代特有の様々な相談、悩みがあると感じております。引き続き、私も所属させていただいておりますので、微力ながら力添えをさせていただければと思います。

さて、先日、犬山市議会ではワーキングチームの意見交換会の一環として、犬山高校、犬山総合高校に行っていました。その中で高校生がおっしゃられるポイントとして挙げられたものとして、観光はあるけど遊ぶところや寄るところがないといった声がありました。また、図書館にはあまり行かないといった声もありました。犬山市内で民間も含めて、こうした世代がゆっくりとふらっと寄れる、気兼ねなく寄れるような施設や、ストレス解消につながるような娯楽施設、遊戯施設も、近隣市町に比べて少ないとも感じますし、バラエティ豊かな買物施設も少ないかなと思います。

そこで、次の要旨に移らせていただきます。

要旨2、若年層のサードプレイスについて。

先日、創犬会にて東京都調布市にある青少年ステーションCAPSに視察に行っていました。この施設では、主に中高生の居場所づくりをコンセプトに、第三の居場所、サードプレイスを中高生限定で提供をしております。この施設のすごいところは、管理人さん以外中高生限定となっていて、ここを利用していた卒業生も基本は施設利用はできないという世代限定の施設となっております。中高生に対しての健全な居場所づくりとして、大人が介入しない、思春期を謳歌できる施設であり、青少年が自主的に活動できるようになっており、

音楽スタジオやダンスブース、ゲーム、工作、スポーツ、談笑スペース、また勉強などができるようにっていて、人に迷惑かける行為以外は何をやってもいいよというような自由な発想の施設です。

不登校の子どもここに来てゲームをしたりしますし、中高生ならではの悩み相談を聞くこともできる専門のスタッフがいたりして、大人がいて怖いとか、入りにくい、相談しにくいといった障壁を限りなく下げて、中高生が行きやすい施設となっています。

親も入れない空間であることから、子どもたちが自発的に考え、ルールをつくり、主体性を持って自分たちの城を築くことができる施設となっております。中高生世代ならではの使い方ができる施設として、居場所づくりにも非常に成果が出ているようです。

そこで、お伺いいたします。

先ほどの答弁も踏まえて、相談しやすい空気をつくるためにも、屋内キッズスペースや公園の整備など、幼児や小学生向けの整備には当市も力を入れているとは思いますが、もう少し上の世代、中高生の居場所づくりについてはどのような考えを持っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

市としても、これまでに、東児童センターの改修や、子ども屋内遊戯施設の整備などを行ってきましたが、これらは、乳幼児や小学生といった年代の子を育てている世代への支援施策として行ってきたものであり、議員が言われるような中高生をターゲットとしたものではありませんでした。

中高生までをターゲットとした施設と言えるのは、本市においては児童センターとなります。児童センターは、18歳までの児童を対象とした施設ではありますが、乳幼児から高校生までの年代というものは、ニーズの違いが大きく、その全てを担えるような施設として整備をすることは困難です。

議員がご紹介をされた調布市の青少年ステーションも、本市の児童センターと同じ児童館であり、どの年齢層に重点を置いたのかという違いだと考えます。

本市では、児童センターで放課後児童クラブを実施してきたことから、児童センターが小学生までが利用する施設と認識され、そのような運営、施設管理を行ってきたことはやむを得ないことだったと考えます。

その中でも、楽田児童センターでは、令和6年度の利用人数となりますが、約1万1,000人の利用者のうち、中学生が約11%と、全児童センター平均の4%程度を大きく上回っており、楽田児童センターは中学生の居場所として利用してもらっていると考えています。

今後は、犬山西児童センター内で実施していた放課後児童クラブが犬山西小学校内へ移転をしましたので、より施設利用の自由度が上がっていきます。近くには、犬山中学校、犬山高校もありますので、居場所として利用してもらいたいという希望は持っています。

現時点で、中高生の居場所づくりとして新たに何かを整備するという考えは持っておりませ

んが、犬山西児童センターの状況の変化や、少子化などにより児童センターを取り巻く環境も変わっていきますので、利用状況等を見守りながら、例えば、ある部屋の一部を中高生専用とするなど、中高生でも使いやすい形を考えていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。答弁にもありましたけども、なかなかこの世代に向けた居場所づくりといった部分については、まだまだ当市もやれることがあるなと感じました。

冒頭言いましたけども、サードプレイスというのは、心構えしなくても寄れる、集えるような空間です。サードプレイスの考え方としては、ある程度の雑踏の中にいると孤独を感じづらいというような趣旨もありますし、青少年と適切な距離感を持った大人の存在が、こうした場合には不可欠であります。この世代が、特に目的もなく寄れるような施設や空間、集いの場などの整備に向け、こうした空間が現状はなかなかないといった課題も踏まえ、今後の展開に期待したいと思います。

それでは、続いての要旨に移ります。要旨3、サードプレイスとしての公共施設について。成長して大人になってからも、こうしたサードプレイスは重要な役割を持っております。これは例えば民間で言えば、先ほど挙げたような遊戯施設であったり、居酒屋やスナックなんかも該当してまいります。また、高齢者サロンや町内会の集い、各種イベント、祭りなんかもその役割を担っているのかなと思います。

犬山市においては数多くのイベントを、あらゆる方々、世代に向けて行っており、こうした場をつくることには非常に活発な町だと思います。ですが、中にはこうした集まりなどに参加することが苦手であったり、役割が回ってくることに拒絶反応もあることがあって、なかなか参加に至らないケースもあると思います。

困ったときに相談に来れる人はいいんですけども、なかなか相談できない人たちの中間領域を設けて、極力ハードルを下げるができるように、サービスの提供をできるような仕組みも大切だと思います。そして、声なき声をどう拾うかというのは、社会課題の解決のヒントでもあります。

そこで、お伺いいたします。

声をなかなか発せない方や、また生活に困難を抱えている方などをどのように把握して、どのような支援を行っているのか、重層的支援体制整備事業の取組も踏まえて、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

社会的な問題を抱えているにもかかわらず、周囲に助けを求めることができない方は、民生委員の見守り活動であったり、関係機関の日常的な関わりの中で、その存在が明らかとなることが多いと感じております。

例えば、高齢者あんしん相談センターが高齢者介護に関する相談を受けた際に、同居する

お子様が長年引き籠もっていて、社会との接点を持ってないと、いわゆる8050問題という状況に陥っている状況が確認される場合などが挙げられるかと思えます。

重層的支援体制では、相談内容への直接的な対応にとどまらず、対象者個人、相談をいただいたダイレクトな相談者個人だけではなくて、その方の家族、あるいは家庭として抱える問題というのを明らかにしながら、特に問題が複合化しているケースに対しては、市役所の内外を問わず、関係機関が連携、協力をして、その解決のための支援を行っているところです。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。重層的支援体制を築いて、民生委員さんや高齢者あんしん相談センターなどと連携し、様々なサポートを行い、課題の早期発見に取り組んでいることが分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

社会課題の一つである孤独感やひきこもりなどを解消に導くきっかけとして、ここに行けば敵はいないし、安心領域であるサードプレイスがあることとされており、昨今はオンラインコミュニティなども心のよりどころとして重要な役割を果たしていますが、リアルなサードプレイスは人の会話が聞こえたりして、一人でいてもコミュニティに参加せずとも参加しているような気持ちになれる大切な空間であると言われております。公共空間はそもそもがサードプレイスの役割を内包していて、市民に対して広く門戸を開いて、どんな方でも利用でき、心の安息地である機能を持っているものだと思っております。

そこで、お伺いいたします。

当市にある公共空間をもっと門戸を広く様々な方にご利用いただき、サードプレイスの役割が強化できればと思います。その中でも当市には学習等供用施設がありまして、こうした施設の利用が進めばと思いますが、現状の利用実績、またこうした施設利用に対する周知について、どのようにしているのか当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

市内には、犬山南地区、城東地区、羽黒地区、楽田地区、上野地区、丸山地区の6地区に学習等供用施設があり、朝9時から午後9時半まで、誰でも無料で利用できる施設で、月曜日を休館として、年間約300日開館しています。

施設の利用状況は、令和6年度では、利用件数8,954件、利用者数6万4,751人であり、利用率は、犬山南地区24%、城東地区21%、羽黒地区22%、楽田地区26%、上野地区40%、丸山地区36%となっており、地区によって多少のばらつきがありますが、平均すると28%です。

また、利用者についても、定期的に利用しているサークル活動の団体がほとんどで、若い年齢層は少ない傾向にあります。

施設が老朽化していること、学習等供用施設というネーミングから近寄り難いことなどが影響しているかもしれませんが、身近にある第3の居場所・サードプレイスとして、利用で

きる余地は十分にあります。

今後は、施設利用について、無料であること、個人での利用もできることなど、若い年齢層をはじめ幅広い世代に情報が届くよう、施設案内のチラシ作成や、広報、ホームページやSNSなどを通じて、施設の利用に向けて周知に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こうした既存の公共施設をサードプレイスとして、概念の上受けをして、もっと気軽に行ける心理的遮蔽の低い空間に昇華して、社会福祉の観点からも利用できないものかと思ひ、質問させていただきました。

現在、個人主義社会となってきた現代において、祭りやサロンなどの集団主義的なものは心構えしないで参加できるといった概念とは少し異なっていて、逆に気を遣って疲れてしまうといった側面も否めません。一人になれるけど孤独を感じない、気軽に行ける場所が今求められていると思います。

コロナ禍以降は特に従来のコミュニティ型サードプレイスから、干渉されないプライベート型のサードプレイスが求められ始めて、成長や挑戦の場であるフォースプレイスといった考え方も出てきています。

今年度、民生文教委員会で研究テーマとして図書館を挙げさせていただいておりますけど、現代的な図書館はサードプレイスとしても注目されていて、従来の本を読む場所という概念を大きく超えて、地域社会の多様なニーズに応える多機能施設として再定義されております。本を読む人だけじゃなくて、本を読まない人も引きつけ、勉強や読書だけでなく、暇潰しや、ただふらっと行けるというような、気分転換のために来たというような声をいただく図書館になればと思います。

図書館を、図書機能だけでなく、社会福祉の観点からも考えることで、サードプレイスやフォースプレイスとして重要な役割を果たすこともできると考えますので、現代的解釈を取り入れた図書館の役割の再構築、在り方についても、今後検討いただければ幸いです。

それでは、続いて件名2に移ります。件名2、住宅と公共設備についてです。これについては以前、一般質問をさせていただきました内容の確認になります。

それでは、要旨1、屋根軽量化についてです。

令和6年2月に屋根の軽量化について、また、令和6年9月に屋根の台風対策について、質問をさせていただきました。屋根が不具合を起こすことは、雨漏りや腐朽の大きな原因となりますし、台風や地震に対しても脆弱であったりします。昔は屋根が重くずっしりさせることがしっかりしていると言われてたりもしておりましたが、今は軽い屋根のほうが家の重心が下がって地震には強いと言われております。能登半島地震では、古い瓦屋根の住宅が、屋根が下の階を押し潰すような被害も散見をされております。こうしたことから、屋根の軽量化は、耐震としても非常に重要な要素であると思います。

そこで、お伺いいたします。

前回の一般質問にて、アンケートを取ってみるといった答弁をいただきましたが、その後、アンケートの内容と結果はどうだったのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和6年、議員のご質問以降に、耐震診断を受けたものの、除却や耐震改修に至っていない住宅所有者に対してアンケートを実施しました。

アンケートの内容としては、今後の住宅改修の実施に関して希望する支援などについて聞いており、その中で、屋根に関する補助制度の創設を含めた9項目を設けて、選択式で行いました。

令和6年に行った54件については、回答率は54%であり、令和7年に行った42件については、回答率は50%となっています。

アンケート結果として、ご質問の屋根に関する補助制度の創設を希望される方の割合は、令和6年では31%、令和7年では24%でした。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。3人から4人に1人ぐらいという割合ということで、割といらっしゃるのかなと思いました。

それでは、再質問させていただきます。

こうした結果やその後の地震の状況なども加味して、こうした制度設計を検討してはどうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

先ほどのアンケート結果ですが、回答は「費用を抑えた改修工法の紹介」が最も多く、次に「耐震化に関する補助制度の拡充」が多いことから、耐震改修の費用負担を軽くしたいとの声が多いことが伺えました。

屋根の軽量化は、耐震性の向上に一定の効果があることから、耐震改修に合わせて屋根の軽量化を実施し、改修補助を受けている事例もあります。

令和3年度から令和7年度までの5年間では、改修を行った49件のうち、6件、12%が耐震改修の中で屋根の軽量化を行っています。

ご質問の屋根に関する支援制度の創設については、来年度より耐震改修の限度額を15万円上乗せして115万円とすることや、アンケートの結果から、耐震改修の費用負担低減を最優先に進め、屋根軽量化のみの支援制度を新設することは現段階では考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。屋根の軽量化は耐震においても非常に重要な改修箇所だと思います。補助額も上がるということですので、ぜひともこうした工事も推進していただければと思います。

屋根のみの支援については、様々な事例を基に研究の必要もあると思いますので、ぜひとも調査研究の上、前向きにご検討いただけますよう、よろしく願いいたします。

それでは、要旨2に移ります。要旨2、住宅の補助事業についてです。

住宅は時間がたてば当然劣化していきますけども、今住んでいる家を安全に末永く住んでいただくことは、本市としても大変喜ばしいことですし、推進していくべきことでもあると考えます。

そして、個人の住宅といえど、住宅地として連続して美観を保つことは、周辺住宅地の地価を保つことにもつながってまいります。

以前に、住宅リフォーム補助金の後継は、流通促進の補助を設けるといったことを答弁いただきました。当然、空き家になった際は、流通促進を図ることは重要だと思います。ですが、売却を考えない、また永住する方も多いですし、市としても、そうした先祖代々の土地や建物に住み続けてもらうことも推奨していけないものかと思えます。

また、高度経済成長期に竣工した住宅も多く、資材の高騰なども相まって、これからリフォームなどが進まず劣化が進んでしまうといったことも危惧されます。

そこで、まずは現在、設けられた制度について、お伺いをさせていただきます。

空き家活用支援事業補助金といった制度を今年度より設けて、空き家解消といった部分を強化されておりますが、この制度実績や空き家バンクの相談、また活用状況はどうだったのか、問合せなどを含めてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ご質問のとおり、住宅リフォーム補助金及びふるさと・働きて定住促進サポート事業補助金、それぞれの補助制度は、期間の満了である令和7年度をもって終了となります。これらの終了に先立って、今年度より空き家の活用促進を主体に、定住・子育て・リフォームなどに対して上乘せする「あきや活用支援事業補助金」を制定しています。

この制度は、空き家バンクに2年以上継続して掲載されている物件を対象としていることから、限られた物件ではありますが、最大で180万円の補助が可能となります。今年度の実績としましては、1件の空き家について交付決定しています。

また、窓口などの相談などにおいても、空き家バンクの活用希望の相談は多くあり、今年度の活用希望者の申請者は18名となっております。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。今年は1件ということですが、これからの制度でもありますので、空き家バンクへの登録、活用なども含めて進めていただければと思います。

ただ、やはり売却せずに住み続けてもらうことも大切なのではないかなと思ひまして、再質問をさせていただきます。

この制度はあくまでも不動産流通が主の制度であり、現在住んでいる住まいに長く住み続けていただくこと、今まであった近居や同居の改修などとは対極というか、違った視点の分野だと思います。そして、ふるさと定住促進サポート事業補助金も3月で打ち切りとなってき

ます。

流通に対するサポートや補助はいいと思うんですけども、定住または既に長期住んでいたいている方の定住サポートなどが減って、耐震補助などはありますけども、公費の助成などがなくなってしまって、定住系の補助やサポートがなくなってしまったかのようにも見受けられます。この辺りについての理由や、今後の住宅施策について、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

今年度で終了する定住関連の補助金については、利用者へのアンケート結果としては、犬山に住もうと思った理由は、犬山出身であるとの回答が最も多く、また補助金がきっかけとなったかとの問いには、きっかけにはなっていないとの回答が最も多かったことから、現在の仕組みは一旦制度の期間満了をもって終了とさせていただきます。

しかしながら、本市では、令和6年3月に立地適正化計画を策定したことから、居住誘導区域への誘導施策として、定住促進奨励金を来年度から新たに創設をします。市外のみならず、市内の市街化調整区域からの移住を対象とした、市街化区域内の居住誘導区域への定住促進を図っていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。私は、犬山市に住み続けていただくことは、少なからず固定資産税などの税収にもつながっていて、個人資産ではありますけども、住んでいる住居に対して市のサービスを行うことは、犬山市の長期的経営にもつながるんじゃないかなと考えます。

コンパクトシティを目指す第一歩として、居住誘導区域への誘導政策もいいとは思いますが、これもどちらかと言うと住居というよりも、不動産に対する奨励なのかなと感じます。住宅については、流通だけでなく、現在の住まいを大切に長く住んでいただくためにも、適切な頻度の補修、改修を進めることは、町の維持、町の発展のためにも大切であると考えます。当然メンテナンスを怠れば、まちの美観、景観の悪化にもつながりますし、個人の資産と言えど、まちの資産価値にもつながりかねないと考えます。

個人資産である空き家課題が行政課題としても出てきているのが現状です。1軒1軒の住宅が連なってまちを形成しております。不動産に対してだけでなく、住居に対しても、適切なサポートができるような制度設計にも力を入れていただけることに期待をしたいと思います。

それでは、続いて要旨3に移ります。要旨3、設備更新の高騰についてです。

日々ニュースでも物価高騰といったニュースが繰り返されております。これは建築設備などにおいても言われていて、令和7年9月の定例議会でエアコンについて一般質問させていただき、今議会では、家庭用のエアコンの助成制度が挙げられております。銅などの金属価格は高騰して、こうした設備はどんどんと高くなっていますし、電化製品なども高騰をして

おります。空調機器については、家庭用については2027年問題と言われていて、省エネ基準の改正がなされますけども、業務用のパッケージエアコンも2029年以降は改正がなされる予定です。これは前回も言いましたけども、大きな価格上昇も見込まれ、性能はもちろん上がると思いますが、現状の価格よりも結構高くなると予測をされます。

年々様々なものの価格高騰が続く中、少しでも出費を少なくするためには、数年後に設備の更新を控えていることが分かっているのであれば、多少前倒ししてでも早めに行うことも一つの策であるかなと思います。また、建築についても、高騰による入札不調や、計画中止も全国で相次いでおります。

そこで、お伺いいたします。

年間の予算があることも重々承知しておりますし、まだ使えると思うのも理解はできるんですけども、将来的な費用減のためにも、多少でも前倒し可能な設備などがあるようであれば、早めに計画することも一つの策だと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共施設の設備更新に当たっては、機器の価格だけでなく、ライフサイクルコストや更新時期の集中による財政負担の増大を踏まえ、計画的に実施していく必要があります。

議員ご提案のエアコンの前倒し更新については、耐用年数を大きく残した設備を一律に更新した場合、短期的な財政負担の増加につながる可能性もあることから、慎重な検討が必要であり、設備の劣化状況や、維持管理費の動向等を総合的に勘案し、更新時期の最適化を図ることにより、将来的な財政負担の抑制に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。以前にも長期の計画や積立計画など一般質問させていただきました。数多くある公共施設を維持していくのにも、解体していくのにも多額な費用がかかります。こうしたかかることが分かり切った費用や課題を次世代に積み残さないことは、現在の我々が対処しなければならない大きな責務であると思います。将来世代が豊かに平穏に生活できるよう、できることは早めに善処していくことに期待をしたいと思います。

それでは、続いて、件名3に移ります。技術職についてです。

さて、自治体は総合行政の担い手として数多くの課題に対処しておりますが、近年、対処すべき課題の複雑化、多様化、そして複合化が著しく、ますますの専門的知識や専門的経験、解釈が必要となってきました。自治体における技術職、専門職には、医師や看護師、薬剤師、保育士、教員などから、建築職や土木職など多種多様な職種が含まれますけども、今回は建築や土木などの技術職を焦点を当てて質問をさせていただきます。

技術職は自治体において、ひいては私たちが生活するための社会基盤を維持する上で、極めて重要な役割を果たしております。例えば、大規模災害の復興、法律相談、そして、その解釈などにおいては高い専門性も求められます。ですが、全国的に見ても、こうした技術職

の人材確保は非常に苦慮していることが報道等でもなされており、特に土木や建築、設備などにおいては、その業種上、専門性も高く必要であり、見積りなどに関しても、新しい部材や工法などが登場したりすることもあり、法改正など、行政に関わる分野のみならず、あらゆる研修も必要であると考えます。

そこで、要旨1、技術職職員の研修について。

行政としては、こうした技術職職員に対して、入庁後こういった研修等を行っているのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

入庁後の建築、土木における技術職員に向けた研修として、愛知県が開催する建設技術研修があります。建築分野では、建築法規基礎講座、建築士技術講座、建築構造基礎講座、営繕行政実務講座、土木分野では、土木系新規採用研修、土木施工技術実務講座、道路維持行政実務講座、道路計画実務講座など、技術職員として必要となる基礎的な研修となり、令和7年度は、建築職で延べ5名、土木職で延べ4名が受講しています。

これとは別に、日本経営協会が主催する業務ごとの専門的な行政管理講座もあり、用地交渉や官民境界に関する研修なども受講しています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こうした分野は多くの知識と、またそれをつなげる理解力、解釈力も重要だと思います。適切に解釈をしていただいて、新たな制度設計や修繕や施工にもお役立ていただきたいと思います。

そして、建物やインフラの老朽化が進む中、適切に維持管理、補修判断、解体などの判断ができる技術的見地を持った人材は、地域存続のためにも必要不可欠な資産です。こうした技術職、専門職は、ただ定員を充足し、頭数をそろえるだけでは不十分で、組織の中で専門的な業務が担えるよう育成していったりする必要もあると思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

民間では、新技術開発や法改正、また新商品販売の際には、設備メーカーやあらゆる協会、団体などが、広報や注意事項、これからの社会の編成などを交えた実践的な勉強会も行ってあります。国や県などが行っている研修に参加していることは理解しましたが、実務に直結するような専門スキルや知識の習得、また最新の業界知識などについては、研修など参加を行っていないのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

愛知県が実施している建設技術研修より専門性の高い研修としては、建設技術等の普及向上を図ることを目的として設置された一般財団法人全国建設研修センターが実施している研

修があります。

ここでは、施工管理、建築、道路など専門スキル項目ごとに分かれたコースを3日間から20日間集中して受講し、知識の習得を図っています。

同じく専門技術を学ぶことができる場として、国土交通省の国土交通大学校が実施している研修もあり、建設事業に関する知識について、専門項目ごとに習得することが可能です。

これらは泊まり込みの研修となるため、職員が一定期間職場から離れること、また、全国から受講生が集まり、人気の専門項目はすぐに定員に達してしまうこともあるため、本市から毎年参加できるわけではありませんが、可能な限り職員を受講させています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。国土交通省や県が行っている、より高度なスキルが学べる研修があることが分かりました。非常に人気で、定員オーバーになるということもあるようですが、可能な限り受講を行っていただければと思います。

また、ほかにも宅建協会や建築士会、土地家屋調査士会なども研修や講演などを行ったりします。こうしたものにも参加をすることで、行政的視点ではない視点で、新しい工法や解釈なども学べると思いますので、いい研修があれば、こうしたところも参加していただくこともご検討いただければと思います。

それでは、続いて要旨2に移ります。職員の定着についてです。

技術職職員の確保は、地方自治体において非常に困難になっていると思いますが、なかなか採用が難しい業種、建築や土木、設備などは民間もかなりの人手不足となっております。人の取り合いとなっているところもあって、民間は技術職に対して好条件での募集もあり、売手市場となってきております。

そこで、お伺いいたします。

こうした技術職職員の定着については、どういった考えを持っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

生産人口がますます減少していく少子化社会において、技術職はもとより事務職も含めた様々な職種の職員の職場への定着は、重要な課題と認識しています。

中でも、技術職については社会的に不足が生じていることは議員おっしゃるとおりです。そのため、本市としましても、職員が仕事と家庭を両立できるように、育児や介護に従事する必要がある職員に対して、深夜勤務、時間外勤務を制限する制度や、育児参加や子の看護のための休暇制度を設けるなど、働きやすい職場環境の整備に努めているところです。

また、職員が資格を取得した場合に経費の一部を助成する「犬山市スペシャリスト育成助成金」を設けるなど、担当業務における専門知識や資格の取得を推進していくことで、職員のモチベーションの向上を図る取組も行っており、職員の定着につなげているところです。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 増田議員の質問に私からもお答えをさせていただきます。

いつも申し上げています。犬山市を売り込んでいこう、犬山市がもうかることを考えていこう、みんなで犬山の推し活をやっていこうと、職員みんなに投げかけている言葉です。口を開けているだけでは何も入ってこないし、動かなきゃ変わらない。だから、職員みんなとともに自分自身もトップセールスを意識しています。

その中で、ご質問のとおり、技術職員の確保が大変であり、足らない現状を受け、今年度は中部大学工学部都市建設工学科と愛知工業大学工学部社会基盤学科で犬山のまちづくりと行政について講義をしてきました。

付け加えますと、マイナビ転職フェアにも参加し、犬山市ブースに来てくれる皆さんに犬山市と犬山市役所自慢を重ねています。そこにある思いは、犬山市で働いてほしい、犬山市を知ってほしいとの思いからです。

ただ、本音を申し上げれば、犬山のことだけじゃなく、自分の住むまちを気にするきっかけになればうれしいとの気持ちで、1時間以上、パワーポイントなしで思いを届けています。

講義という小さなきっかけかもしれませんが、ここから犬山市の行政や犬山市、自分の住むまちを知って、考えて、議論して、自分の進む道を決める行動につながっていくことを期待しています。

その思いで、引き続き職員採用試験にチャレンジしてもらえるよう、職員みんなで優秀な人材が確保できるよう取り組んでいきます。そして、採用後は、定着に向けて働きやすく、働き甲斐のある環境整備に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 市長も答弁ありがとうございます。なかなかこうしたインフレ下の中で、働き方改革が建築とか建設業でも推し進められる中、好条件な求人がほかにも多く出ているのが実情だと思います。

公共工事を発注する際には、公共側としても専門家や判断できる人材は必要ですし、将来的に人材不足から多くの部分を外注に頼ってしまうと、技術力や知識力、現場感などの低下につながったり、また業者側が優位となって、結局外注先を管理するために、外注先に依頼するみたいな構造になることも考えられますので、管理も含めての高騰もはらんでいると思います。

多くの公共施設を抱えて、予防保全やインフラマネジメントが重要視される中、技術職職員の採用や定着というのは、さらなる重要性が出てきていると思います。難しい課題ではありますが、先ほど市長がおっしゃられたように、様々な大学等へ行って、ぜひ求人また定着というところに先進的な取組をしていただいて、将来的な犬山市の安心につながることに期待をしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後 1 時49分 休憩

再 開

午後 2 時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。通告による早退、3番 増田修治議員。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。8番 小川清美議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、創大会、小川清美でございます。議長のお許しをいただきましたので、今回は4件の一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

件名1、犬山城下町の観光状況についてであります。

要旨は、中国による渡航自粛要請発効後の変化、影響についてということでございます。

昨年11月の衆議院の予算委員会における高市首相発言を巡り、中国が中国国民に対し、日本への渡航自粛要請を行ったことはご承知のとおりでございます。一方で、昨年の海外からの渡航者が4,200万人超えで、過去最高を記録したようであります。

そこで、当市の観光に係る状況の変化についてお尋ねします。

もちろんのことでございますが、観光客の方々の国籍などを把握しているわけではないと承知しておりますので、肌感覚的なことで構いませんので、お答えいただきたいと思います。

また、ごみ、騒音、マナーなど、周辺環境の変化の状況についても、お答えできる範囲で答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えいたします。

外国人の入り込みなどに関する数値で、当市で把握しておりますのが宿泊者数となりますので、そちらに関連して回答させていただきます。

犬山市における、令和7年1年間の宿泊者数は、20万6,434人となっております。そのうち、外国人宿泊者数は4万4,715人で約21.7%、中国からの宿泊者数は7,846人で、インバウンド全体の約17.5%となっておりますが、国内を含めた総宿泊者数全体の中では、約3.8%となっております。中国人宿泊者数の割合は大きくはありません。

次に、高市首相の台湾有事を巡る発言があった昨年11月以降について、令和7年11月、12月、令和8年1月までの直近3か月の状況は、中国からの宿泊者数は対前年比で約42.1%と大きく減少しておりますが、外国人宿泊者数全体では、対前年比で3%程度の減少にとどま

っている状況であり、さらには国内旅行者を含めた総宿泊者数では、約0.9%の増加となっております。

これは、中国からの旅行者が減少した分を、国内旅行者及び台湾や韓国などの中国以外のインバウンドが補い、結果として増加したものと捉えております。

これらのことから、現在のところ宿泊者数全体から見ると影響は大きくないと言えますが、中国の日本に対する渡航自粛制限が長期化するなどにより、徐々に影響を受けていくことも懸念されるため、今後も注視していく必要があると考えております。

最後に、ごみ・騒音・マナー等について、中国人観光客の減少による特段の変化は見られませんが、引き続き、観光客へのマナーアップの啓発や事業者との環境美化活動を実施し、持続可能な観光まちづくりへの取組を日々積み重ねてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 城下町に限らず市全体の傾向として答弁いただき、ありがとうございます。当市の状況も全国的な状況と同様に、中国からの訪日客が減った分、その他の国や国内旅行者が増え、むしろ増加傾向にあるということが分かりました。今後も注視していくとの答弁もありましたので、継続した対応をお願いして、次の質問に移ります。

件名2、防災ラジオについてであります。

市では災害時の情報伝達手段として、FMの電波を利用した緊急情報の放送を令和6年12月より開始され、この放送を受けるための戸別受信機についても、価格1,000円での販売が始まりました。そして、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に居住する世帯、視覚障害者の方がお見えになる世帯や、85歳以上の高齢者を対象として配備が進められていますが、そこで、現在の設置状況と、対象世帯等の内訳をお示してください。

また、この質問に当たり、市のホームページを見ましたところ、残念なことに現在販売は行っていませんとなっていました。恐らく予算的なことかと思いますが、本来は予備費を充用してでも市民の要望に応じていつでも購入できる体制を整えなければならないと考えます。幸いにして市内では、この2～3年は大きな災害は生じていないので非常にありがたく思いますが、一方で市民意識も少し下がってきているのかもしれない。

一たび大きな災害が発生すると、申込みが殺到する可能性があり、だからこそ、こういうときにしっかり準備を進める必要があります。当局の見解を合わせて確認させていただきませう。よろしく申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

コミュニティFMの電波を活用した緊急放送の運用開始に伴い、令和6年11月に防災ラジオの販売を始めました。販売対象者は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にお住まいの世帯と、視覚障害者の方がいる世帯で、令和7年3月には市内の85歳以上の高齢者がいる世帯も販売の対象としました。

設置状況としては、300台のうち、298台を市民へ販売しました。内訳として、土砂災害警

戒区域及び特別警戒区域内の世帯が125台、視覚障害者の方がいる世帯が58台、85歳以上の方がいる世帯が115台で、残りの2台は市役所に配備をしています。

販売については、令和6年度に289台、令和7年度に9台販売し、令和8年度は当初予算において30台分の予算を要求しているところです。

また、販売数以上の購入希望があった場合については、一旦購入予約として受け付けし、その数や追加販売の対応時期を考慮した上で、補正予算または予備費での対応を検討します。

販売に当たっては、余剰在庫を抱えることがないように、数量を調整しながら行っていきます。

なお、防災ラジオで放送する緊急情報の内容は、あんしんメールや公式LINEでも配信されるため、携帯電話をお持ちの方にはあんしんメール等への登録を引き続きお願いしていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。現時点での販売台数は合計で298台ということなので、市内のおおむねの世帯に配備が完了するには、まだまだ時間が必要と思います。

ここで再質問をいたします。

新年度の予算を見てもみますと、先ほど答弁にありましたように、戸別受信機として30台分の予算が計上されているようですが、今後どのような市民を対象に、どれぐらい配備予定なのか。また、一般家庭への配備が始まるのはいつ頃なのかなど、今後の中期的なスケジュール感についてお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

さきの質問でお答えしたとおり、令和8年度につきましては当初予算で30台分の予算を要求しており、まずは30台を販売する予定です。

購入対象としては、今までの対象者に加え、令和7年10月に倒木により孤立した栗栖地区にお住まいの方を優先して加えていくことを予定しています。

また、今後の販売についてですが、防災ラジオを優先的に必要とする世帯を順次対象としていき、具体的な日程は定めていませんが、いずれは防災ラジオを必要とする全ての世帯に販売できるよう進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。予算的な部分というのが非常に関わってくるということでございます。市民に向けて防災ラジオの存在をもっとアピールしていただき、少しでも早く配備いただけるような努力を期待をいたします。

それでは、次の件名3、地区計画についてに移らせていただきます。

要旨1点目です。市内の地区計画区域の状況についてということなのです。

地区計画は、都市計画法に基づき、住民の意見を反映して市町村が策定します。その地区

の特性に合わせて、道路や公園の整備、建築物の用途や形態に関する制限など、良好な環境を整備、開発、保全することを目的とした地域レベルの詳細なまちづくり計画であります。

そして、地区計画の種類として、沿道地区計画、集落地区計画、再開発等促進区を定める地区計画などがあるようです。

犬山市には現在6か所の地区計画が定められていますが、まずその種類や現状などについてお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市内6か所の地区計画は、全て都市計画法第12条の5に規定されている標準的な地区計画です。6か所のうち、四季の丘・もえぎヶ丘、つつじが丘団地、桃山台の3つ地区計画は、開発によって造成された住宅団地に定められており、良好な低層住宅地としての土地利用を図るため、用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度や建蔽率の制限などが設けられています。

高根洞工業団地の地区計画は、周辺の自然環境と調和した良好な工場環境を確保するため、建築物の高さの最高限度や壁面位置の制限などが設けられています。

丸山、橋爪・五郎丸の2つの地区計画は、既成市街地の合理的かつ秩序ある土地利用と良好な居住環境の形成・維持・保全を目的として、道路などの都市基盤整備のほか、用途の制限、建築物の高さの制限、壁面位置の制限などが設けられています。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問いたします。

丸山地区計画は、市内でも一番早く地区計画が定められています。もともとこの地区計画は、市街化調整区域を市街化区域に編入することを目指して指定したものと認識しております。

そして、当該地域は、平成3年に市街化編入されました。その後、保養所が建設されるなど、まちづくりが大きく前進した時期もありましたが、現在は閉館した状況となっていることとはご承知のとおりであります。

先般、旧サンパークの樹木が伐採されたときには、何を造るんだろうというような問合せが地元の方々から私の下へ届きました。保養施設地区について、これまでもいろいろな場面で取り上げられ、議論されていますが、改めて丸山地区計画全体の基本的な状況や保養施設地区のこれまでの経緯とともに、現在の保養施設地区の進行状況について、お答えできる範囲内でお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

先ほど議員からも説明がありましたように、丸山地区計画は、計画的な市街地形成を図る

ため、平成3年に住居地域として市街化区域に編入されるのと同時に、都市計画決定されました。その後、法改正に伴う平成8年の用途地域の一斉見直しにより、丸山地区計画の区域は、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に分類され、現在に至ります。

また、丸山地区計画の区域内には、主要な用途を旅館・ホテルに制限した保養施設地区が定められています。これは、昭和59年に国民年金健康保養施設として営業を開始した「サンパーク犬山」の敷地であり、現在は民間所有となっています。

保養施設地区は、令和2年度に見直しを行い、宿泊施設の敷地に隣接する敷地であれば、1,500平米以下の店舗などの生活利便施設が建築できるように変更をしています。

保養施設地区の現状につきましては、令和7年9月定例議会の一般質問でも答弁したとおり、当該施設を所有する会社が土地・建物の売却先を検討していると確認しております。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。市街化区域に編入されるのと同時に都市計画決定されたということで、既に35年ほどたちますが、保養施設地区はいまだ進展が見られないようです。

大手ディベロッパーに一括購入いただき、住宅開発といった方策もあるかもしれませんが、今後に期待したいと思います。

それでは、次の要旨に移ります。要旨2、丸山地区計画地区施設の見直しについてであります。

丸山地区計画について、もう少し掘り下げて質問をさせていただきます。

配付資料をご覧くださいと思います。

当該地区計画には、地区施設道路として1号道路から18号道路が位置づけられています。このうち10号、11号、18号は、現状でも市道がないところに設定され、さらに18号に至っては、高低差もかなりあり、築造費用も相当な額が見込まれると思っています。

1.8メートル以上の市道ならば、建築基準法によるセットバックが義務づけられていますので、4メートル道路は全く問題ありませんし、6メートル道路だとしても、拡幅はある程度容認できると考えますが、現状の道路がないところは、かなり難しいと考えます。整備の見通しがなく、土地の所有者に規制を強いることとなります。

丸山の地区計画の設定から約35年経過します。あの時代から見ますと、人口減少期に入るなど、社会情勢が変化していますし、橋爪・五郎丸を優先的に進めている状況から見ますと、実際の整備着手までには相当時間がかかるというふうに考えております。

都市計画決定された道路がどんどん見直しされている状況から、そろそろこのエリアの地区計画についても考え直さなくてはならないと思っています。

冒頭に申し上げましたように、地区計画は、住民の意見を反映して市町村が策定することができるものですので、地区住民の皆さんの意見を踏まえた上で、見直しの検討に入るべきと提案しますが、当局の考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

丸山地区計画における道路は、良好な市街地の形成や合理的な土地利用を進めることを目的として位置づけられた地区施設です。

一方、都市計画道路は、高度経済成長期に将来急増する交通需要を見込み、円滑な交通網の形成、防災機能の確保を目的として、都市計画決定された道路です。

議員ご説明の都市計画道路の見直しは、現在の交通需要の観点から必要性を検討するものであり、地区計画の道路とは性質、目的が異なります。

丸山地区計画の区域内においては、市街地の状況が大きく変化しておらず、良好な市街地の形成や合理的な土地利用を進めるための道路として、その必要性に変わりがないことから、現在は、見直しを検討する予定はありません。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。確かに地区計画の道路と都市計画道路では、その性質、目的が異なりますけど、市民から見た規制は変わらないというふうに思います。いつまでも放置することが望ましいとは思いませんので、しっかりと説明責任を果たしていただきますようお願いをいたしまして、次の件名に移ります。

件名4、施政方針についてでございます。3点、質問をさせていただきます。

要旨1点目です。総合防災訓練についてであります。

来年度の総合防災訓練は、東小学校で実施するというところでございます。2023年9月定例議会において、住民主体の防災訓練と合わせて、見せる防災訓練の実施を提案させていただきましたが、実施の可能性についてお聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

議員ご提案の「見せる訓練」の実施については、消防本部とも検討をし、実施に向け進めてきました。

令和6年11月に犬山西小学校で実施した昨年度の総合防災訓練では、消防車両が校庭に乗り入れできなかったため「見せる訓練」の実施を見送りました。

また、令和7年11月に羽黒小学校で実施した今年度の総合防災訓練では、高所救出訓練として、校舎屋上からはしご車を用いて救出する訓練を行う予定でしたが、当日はあいにくの雨であったため、救出訓練は中止としました。

令和8年度の総合防災訓練は、11月8日に東小学校で実施する予定で、消防の「見せる訓練」の実施については、訓練の内容や、車両の乗入れの可否など現場の状況などを踏まえ、消防本部と検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。前向きな答弁であったというふうに理解をさせていただきたいと思います。来年の訓練当日は天候に恵まれまして、そして校区内

の子どもたちに消防職員や消防分団員のかっこいい姿が見せられるよう期待したいと思います。

要旨2点目でございます。医療救護実働訓練についてでございます。

当市で初めての取組として、医療救護実働訓練を実施するとありますが、どういったものか、他自治体で既に行われた内容などを参考に、ご説明をお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えします。

医療救護実働訓練とは、犬山市と「地域共生社会の実現に向けた包括連携協定」を結んでいる日本赤十字社愛知県支部との共催により、災害発生時に行政が果たすべき役割などについて、座学による研修と現場での訓練を組み合わせるものです。

その内容ですが、本年2月に、座学で災害現場での活動経験がある日本赤十字社の医師により、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町、江南保健所、尾北医師会、尾北薬剤師会の関係者を対象として、保健、医療、福祉のそれぞれの分野で、発災直後の初動時における課題や、有効な情報共有についての研修を実施していただきました。

そして、令和8年度には、研修に参加したメンバーに加え、犬山市赤十字奉仕団、日本赤十字社愛知県支部、DMAT、災害派遣医療ということになりますが、これらの方々の関係者を対象として、犬山市役所、市民健康館、福祉避難所での訓練を実施するための調整を進めているところです。

現時点では、行政職員と日本赤十字社の救護班やDMATなどが連携して、被災者支援の調整、避難所環境アセスメントシートを用いた情報収集や医療救護活動などの訓練を想定しています。

なお、春日井市や豊田市などでも医療救護実働訓練は実施されているということですが、研修と訓練を組み合わせた実施は、愛知県内でも犬山市が初めてだと認識をいたしております。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。テレビなんか見ますと、医療ドラマで災害の発生時に、DMATがトリアージすると、そんなようなシーンをよく見ますけども、そういった訓練があるかどうかは分かりませんが、身近に医療訓練を見学できると、そういった機会がありましたら、私もぜひ参加したいと思います。答弁ありがとうございます。

要旨の3番目です。市長の取組姿勢についてということでございます。

原市政1年目の最後の年を迎えます。そこで、区切りとして市長にお尋ねをいたします。今年度予算は「必要なところに 暮らしを支える予算」と銘打っておられます。市民の暮らしは物価高騰により厳しいものがあり、また行政にとっても負担が重くなっている状況にあります。

そうした中で、様々な事業が組み込まれています。原市長にとっては、まずはこの半年が

重要と考えます。そして、事業について完了またはめどをつけるという必要があるのかなと思っております。

そこで、この半年にかける思いとか、意気込み等について、これまでの成果も踏まえまして、お聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、この半年は「成果の確実な定着」と「次の犬山づくりにつなげる基盤強化」の両立を図る、極めて重要な期間と位置づけています。その考えの下に、施政方針の令和8年度当初予算について、「今の安心」「未来の成長」、さらには「波及」という言葉の下、「投資」を意識したと表現をさせていただきました。

この言葉のとおり、今年度、何かを完了させる、めどをつけるという特別な意識をしているわけではありません。もちろん、お約束したことや事業実施の判断をしたことについては、時間軸を強く意識しています。

就任当初から掲げた「みんなが真ん中にいる やさしくげんきな犬山で、ずっと住み続けたい犬山を創造したい」という理念の下、市政のかじ取りを担ってきました。そこにある考えは、犬山の社会が、子どもにも、高齢者にも、誰にでもあたたかくありたい。今の犬山の課題は、人口が減っている。生まれてきてくれる赤ちゃんも減っている。さらに、高齢化率が高い。だからみんなで子どもや高齢者の社会と向き合える「やさしい」犬山で、みんなが「げんき」になって、誰もが住みやすくなる。結果、移住・定住が進み、人口減が緩やかになり、子どもの数も増えるとなれば、地域経済が活性化する。そんな、あたたかく犬山らしい社会の中で、誰もがずっと住み続けたいと思える、持続可能な犬山を創造したいとの思いがあつてのことです。

だから常に市民皆さんを真ん中にして、常に犬山の未来を見据えて、「子ども」のことや「高齢者と福祉」のこと、「まちづくり」のこと、「文化やスポーツ」のこと、「安心安全」のことなど公約にお示したテーマの下、取り組んできました。その姿勢は、令和8年度も変わるものではありません。

そんな思いで様々に取り組み、どの事業も強い思いを持って実行してきました。だから、優劣をつけて成果としてお示しすることは難しいし、この場で表現はしきれません。実績のよしあしについては、市民皆さんにご判断していただきながら、ある場ごとで私の思いを申し伝えていきたいというふうに思っています。

施政方針でも申し述べましたとおり、市長就任から4年目の最終年を迎えます。市長選に挑んだ我が思い・夢を振り返ると、「私の夢は、市長になることではありません。市長になって皆さんと犬山をよくすることが、私の夢です。」から始まりました。また、「思ったとおりにはならない。やったとおりになる。」「過去と他のまちは変えられないけど、これからと自分の住むまちは変えられる。」の二つの言葉を意識してきました。

その意識をずっと持ち続け、1年目に掲げた公約の下、4年間という経過と現状を踏まえ

て、令和8年度は、一つの区切りと位置づけて、市政運営に取り組んでまいります。その市政運営で、犬山にずっと住み続けたい。これから犬山に住みたいと思ってもらえる犬山づくりにつなげてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 市長、ご答弁ありがとうございました。いろいろ確実な定着と基盤づくりというような発言もございました。そのようなことをしっかり受け止めさせていただき、私も市長を応援している議員の一人として支援していきたいと思っております。頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時35分 休憩

再 開

午後2時45分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、公明クラブ、島田亜紀です。議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました3件について、順次質問をさせていただきます。

件名1、防災についてです。

2月に会派行政視察で熊本県南阿蘇村と益城町へ行かせていただきました。熊本地震、あの日から10年がたとうとしています。2016年4月14日木曜日21時26分頃、前震の震度7、そして約28時間後の4月16日土曜日の夜中の1時25分頃に本震が震度7、改めて振り返ると、最大震度7を2回観測されたのは観測史上初めて、益城町だけが経験をされたということでした。

人的被害は、直接死が20名、災害関連死が25名、重傷は135名、多くの貴い命が失われました。亡くなられた皆様に衷心よりご冥福をお祈りいたします。

住宅被害は、全壊で3,026棟、大規模半壊、半壊は3,233棟、一部損壊は4,325棟、計1万584棟という、被災家屋は全体の約98%、町全域に甚大な被害をもたらしました。

熊本城や歴史のその建物も甚大な被害を受け、また南阿蘇村では、阿蘇大橋というすごい大きい橋が崩落によって交通が遮断されて、住民の方が孤立をしました。本震が後から来るというこれまでの常識を覆す揺れ方でした。

10年たって、町の役場のほうも新しく建て直されていたり、まだ道路も工事をされておりました。この10年という節目、仮設住宅だったり、自主避難所だったり、地域コミュニティの再建だったり、本当に表に見える復興だけでなく、心のケアやつながり直す努力が続けられてきた10年であったと思います。

話は変わりますが、また、1月27日に犬山市として4回目のペット同室避難、避難所運営訓練が楽田ふれあいセンターで開催され、私も参加をさせていただきました。その際、避難所受付において二次元コードを活用し、事前登録情報を読み取ることで、非常にスムーズな受付がされていたと感じました。

災害時受付は、避難者が最初に接する重要な場面であり、混乱や待ち時間の長さは不安を増幅させる要因にもなります。特に、大規模災害時には、高齢者や障害のある方、小さなお子さん連れの方など、迅速な対応が求められる場面が想定されます。

そこでお尋ねいたします。要旨1、避難所での受付について。

ペット同室避難訓練で実施された二次元コードによる受付方式は、一般避難所においても導入すべきと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

あわせて、導入に当たっての課題や今後の検討状況についてもお示しください。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

1月27日に実施したペット同室避難運用訓練では、DX推進の一環として情報政策課との連携により、避難所での受付について、二次元コードを用いた携帯電話から避難者及び同伴ペットの登録を行う実証実験を行いました。

昨年までの訓練では、受付において避難者及び同伴ペットの情報を受付用紙に記入していたことで手続に時間を要し、受付で避難者が滞留してしまうことが問題でした。

今回の実証実験では、避難所受付での手続時間が大幅に短縮されましたが、避難者情報が正確に登録できていなかったり、実際の避難者と登録されたデータの照合に手こずるなど、新たな問題が発生しました。

今後につきましては、一般避難所へのシステム導入を視野に入れながら、問題の解決に取り組みつつ、引き続き訓練等で実証実験を行い、実効性のある避難所システムになるよう情報政策課とも検討を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。まだ課題もあるようですが、研究、調査いただき、今後に期待しております。

次に、要旨2です。罹災証明の発行体制についてです。

益城町での罹災証明の発行体制、人員、手順、IT化、出張受付などで困ったことはなかったですかというふうにお尋ねしてきました。熊本地震当初、被害認定調査と罹災証明の発行は一つのプロジェクトチームで行われていたそうです。平時業務へ戻る際に、被害認定調査プロジェクトチームと税務課中心の罹災証明プロジェクトチームを分離して対応されました。申請受付は、避難所等に設置され、証明書の交付はグランメッセ熊本の駐車場というふうで、ちょっと役場と離れたテントを設置して実施されておりました。県の職員の応援や県行政書士会との連携も行われたそうです。

しかし、町職員の減少や、税務課職員の16名中11名を配置せざるを得なかったことにより、本来の業務への対応が遅れが生じたということでした。

また、発行場所が屋内で確保できなかったこと、またシステム設定やインターネット環境の課題により、想定以上に時間を要したこと、発行数が限られたことで、受付開始時点で既に当日受入れ可能数に達するなど、住民のほうから批判や苦情もあったそうです。災害時に罹災証明は、生活再建の第一歩となる極めて重要な行政サービスです。

そこでお伺いします。

熊本地震では、罹災証明について被害認定調査や罹災証明発行に多くの人員が必要であったと言われていました。罹災証明の発行について、犬山市の体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

地震等による災害により家屋等が被災した場合には、被害の程度を証明する罹災証明書を市が発行します。罹災証明発行に関する市の体制としましては、申請の総合的な窓口は災害対策本部の本部班である防災交通課が、家屋被害認定調査は被害調査班である税務課と収納課が、罹災証明の発行については監査班である監査事務局がそれぞれ担当します。

しかしながら、大規模災害時には災害対応に従事する職員が不足することが想定され、他の自治体からの応援を頼らざるを得ない状況となります。

特に家屋被害認定調査では、被災住宅を迅速に調査する必要があるため、多くの調査員が必要となり、令和6年能登半島地震では、家屋被害認定調査のため7名の市職員を石川県志賀町に派遣し、被災地での業務支援を行いました。

派遣された職員が現地の業務で感じたこととしては、調査を迅速かつ効率よく行うために、罹災証明の申請受付の対象者を段階的に広げて実施することや、公平かつ正確に調査を行うために、事前に研修などを受けておくことなどが挙げられました。

なお、県が主催する研修に税務課及び収納課の職員が毎年参加しており、職員の意識とスキルの向上に努めながら有事に備えているところです。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。今回の派遣経験から、罹災証明の申請受付を段階的に広げる工夫や事前研修の重要性が共有されたことは、大変に意義深いと感じます。また、県主催研修へ毎年参加している点も、有事への備えとして評価いたします。

一方で、実際の大規模災害では、想定を超える件数と住民の不安が同時に押し寄せます。研修参加にとどまらず、庁内横断的なシミュレーション訓練や受付体制のデジタル化、応援職員の即応体制の明確化など、より実践的な備えを進めることが重要ではないかと思えます。派遣経験を報告で終わらせず、本市のマニュアルや初動体制に具体的に反映させることを強く期待いたします。

次に、要旨3です。過去の災害の記録や教訓を市民に伝える仕組みづくりについて。

南阿蘇村にある「熊本地震震災ミュージアムK I O K U」を視察いたしました。同館では2016年の熊本地震における実物被災物や証言映像を通じて、単なる被害展示ではなくて、命を守る行動を学ぶ場として整備されております。

特に印象的だったのは、大きく変形した自動車の実物展示です。写真や文章では伝わらない衝撃があり、防災意識を強く喚起するものでありました。

また、語り部による証言活動が継続されており、震災の記憶を風化させない仕組みが制度として確立されております。本市においても、木曾川流域に位置する地理的特性から水害リスクを抱えております。しかしながら、過去災害の体系的な展示だったり、体験型防災教育の常設拠点だったり、語り部育成制度については十分に整備されているとは言えないと思います。災害は起きてから対応するものではなく、記憶を生かして備えるものだと強く感じました。

そこでお尋ねいたします。

市民が過去に起きた災害での記録や教訓を知ることで、防災意識を高めることができると考えますが、犬山市で発生した過去の災害について、市民へ伝える取組を何か行っているか、お尋ねいたします。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市内で発生した土砂災害や浸水被害などについては、地域で行う防災訓練や出前講座において防災担当職員が状況を報告しており、出前講座については、町内会や市民団体などに対し令和6年度に30回、令和7年度に28回実施しました。

具体的な事案としましては、平成12年の東海豪雨や平成29年の大雨、令和5年の羽黒地区での突風、令和7年の栗栖地区での倒木による孤立などが挙げられます。

市内で発生した災害を身近に感じていただき、自分事と捉えることで平時の備えを進めていただくようお願いしており、市民の防災意識がより向上するよう引き続き取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。出前講座を年30回前後実施されている点は評価いたします。しかし、災害の記録や教訓がその場限りの説明で終わっていないかが重要です。職員の異動や世代交代により記憶は薄れるため、記録の体系化やデジタル保存、学校教育との連携など、継続的に伝える仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

災害は時間とともに風化するが、それを防ぐ努力は行政の責任であると考えます。出前講座という点の取組から、記憶を継承する面の取組へと発展させていただくことを強く要望いたします。

また、将来想定される南海トラフ地震や集中豪雨に備え、記憶の継承を政策として位置づける必要があるのではないのでしょうか。震災を知らない世代が増える今、記憶を風化させないことこそ、防災の第一歩だと思います。

次の質問に移ります。件名2、発達段階に応じた包括的性教育の導入についてです。

先日1月30日に開催した、いちにち女性議会において、11名の皆様が質問に立ってくださいました。女性ならではの鋭い視点で多くのことを私自身、教えていただきました。

その中で、包括的性教育の導入や仕組みづくりについてを高校生の方が質問してくれました。それを受けて今回取り上げさせていただきます。

包括的性教育とは、ユネスコが示す国際セクシュアリティ教育ガイダンスが基準になっており、包括的性教育は体の仕組みだったり、思春期の変化、人間関係、同意、またジェンダー平等、性暴力の予防など、年齢に応じて段階的に学ぶ教育のことです。

要旨1です。現状について。

先日の女性議会において、犬山市として独自に「いのちの学習～芽ぶき～」という学習教材を作成しており、命や性に関する学習を義務教育の9年間で体系的に学んでいるとの答弁でした。この「いのちの学習～芽ぶき～」がいつどのように作られたのか。また、その経緯と実際に教育の現場においてどのように活用されているのか、市の見解をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

「いのちの学習～芽ぶき～」は、より広い視野から性の指導を進めるため、平成13年度に健康教育「いのちの学習」として、犬山市教育研究会専門委員会の健康教育研究委員会が中心となって、犬山市独自の教材として作成されました。

体育・保健体育や道徳、特別活動での指導内容や、教科指導の内容を踏まえ、学級活動の「いのちの学習」を発達段階に応じて、小学校では年1時間、中学校では年2時間学ぶことになっており、義務教育の9年間で体系的に学習できるよう工夫しています。

中でも、小学校低学年や特別支援学級で「だいじにしよう わたしのからだ」や「心の距離感 体の距離感」の授業を通して、プライベートゾーンのことや、「やめて」ということで自分を守ることを学ぶ内容は、その後の人生において尊厳を持って生きていくという力を低年齢の頃から養う一助となっていると考えています。

指導計画や指導内容については、SNSとの付き合い方やLGBTQを含む多様な性の在り方、自殺予防やがん教育などの新たな題材も取り入れるなど、社会の変化、価値観の多様化を反映するよう定期的に改訂を加えながら、子どもたちを取り巻く社会の中で生きる力を育むために活用しています。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。長年積み上げてこられた犬山市独自の命の学習は、誇るべき取組であると評価いたします。

一方で、社会の変化が急速に進む中、時間数や指導体制の充実、教員研修の強化、保護者との連携など、さらに進化をさせていく必要があると考えます。子どもたちが自らの尊厳を守り、他者を尊重しながら生きていく力を育むため、今後も不断の検証と充実を求めます。

私の学生の頃を思い返しますと、プライベートゾーンや性被害予防の明確な指導は少な

ったと記憶します。恥ずかしいもの、触れてはいけない話題という空気、男女別々で集められて、体の変化中心の生命型の教育だったんじゃないかなというふうに思います。

今との大きな違いは、現在はプライベートゾーン教育や、性暴力防止、LGBTQの理解、SNSのリスク、また同意などが取り扱われますが、当時はほぼ存在しなかったと思います。私たち親世代とか、祖父母世代も、包括的性教育について本当に学んでいかななくてはならないことが今の課題ではないかなというふうに自分自身感じております。

要旨2、今後についてです。

いちにち女性議会での原市長からの答弁に、包括的性教育の考え方を継続的に発展させていくため、地域の人材の活用や専門家との連携を進めていきたいとありましたが、具体的な取組は検討されているのか、市の見解をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

先ほどお伝えした「いのちの学習」の中で、中学校3年生では犬山市子育て支援センターと連携し、地域のお母さんと赤ちゃんをゲストに招いて、出産や子育ての話を聞いたり、赤ちゃんと触れ合ったりし、命の尊さや重みを感じるとともに、自立に向けた今後の生き方を考える授業を行っているところです。

また、保健センターと連携し、助産師や保健師を招いて性感染症について学習したり、臨床心理士から思春期における心の変化を学んだりするなど、様々な分野の講師を招いて学ぶ機会を設定しています。

教材を中心とした学習に加え、こうした地域の人材や専門家などとの連携による体験的な学習も行うことで、包括的性教育に含まれる社会規範意識、不平等や差別解消、ウェルビーイング（幸福追求）など、多様な価値観を学び、考え、よりよく生きる力を身につけられるよう、今後も取組を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。地域のお母さんや赤ちゃんとの触れ合い、助産師、保健師、臨床心理士など、専門職との連携は、命の尊さを実感的に学ぶ貴重な機会であり、大変意義深い取組であると評価いたします。特に体験的学習を通して、社会規範意識や幸福追求まで視野に入れている点は、包括的性教育の方向性としてとても重要だと思います。

一方で、命の尊さを学ぶことと同時に、自分の命と心を守る力をどう育てるかということがとても重要ではないかというふうに思います。被害に遭わない力、嫌なことを嫌と言える力、助けを求める力の教育について、より体系的な位置づけが必要だと考えます。

先日2月21日に、子どもの権利から考える安心なまちづくり、子どもの権利を一緒に守りませんかというCAPでキャップの地域セミナーin犬山が、犬山市と犬山市教育委員会の後援で行われておりまして、それに参加をさせていただきました。

初めてその講演を聞いたんですけど、CAPというのは、Child Assault Prevention、

子どもへの暴力防止プログラムの略で、子どもがいじめ、虐待、性被害などの暴力から自分を守るための予防教育なんですけれど、特徴は3つあって、1つは、あなたは大切な存在だということ、メッセージを土台にしていること、また2つ目は、危険な場面とか状況を想定して、複数人がそれぞれの役割を演じることが、疑似体験を通して、実践的なスキルや対応力の方法を学ぶというロールプレイで体験して、嫌と言う、逃げる、信頼できる大人に話すという具体的な行動を学ぶこと。3つ目は、自分自身の権利は3つあります。安心と自信と自由ですというふうで、本当に実際に本当見て、嫌なことをされたら嫌って言ういいんだ。本当に大人に助けを求めているんだってということ、自分も劇に参加して、見て、また分かるという、何か本当にとってもいいものでした。それは子どもだけでなく、保護者や教職員も一緒に学ぶ点である。また、単なる知識じゃなくて行動できる力を育てる教育でした。平成15年9月の定例議会で三浦議員もこのCAPについて取り上げられておりました。今現在、尾張旭市の小学校、また豊田市のこども園とか小学校にて市の委託を受けて、そういうプログラムが実施されています。

私は、大事なのはやっぱり子どもたちの心に、自分自身は本当に先ほど言った、この安心と自信と自由の権利があるんだと、ストーンとやっぱ心のこのど真ん中に残していく、やっぱりそういう本当に教育が大事なんじゃないかなというふうに思います。

これから犬山市で子どもの権利条例を制定していくという、この今現在行われている体験的なこの命の学習は本当に大変意義深いものだと思います。

でも、しかし、命のこの尊さを学ぶことと合わせて、子ども自身がやっぱり暴力、性被害から自分自身を守る、具体的な力を育む視点をより強化すべきじゃないかなというふうに思います。

今後も子どもたちのために、また取り上げて、私自身いきたいというふうに考えております。

次に移ります。件名3の施政方針についてです。

要旨1、栗栖園地拡張についてです。

栗栖園地拡張についてのこれまでの取組状況はどのようなであったか、また、来年度以降の予定はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

栗栖園地は、桃太郎神社から県道を挟みまして西側の木曾川沿いに位置する約3万4,000平米の敷地のことであり、現在、この園地は、地元の「栗栖桃太郎発展会」が日常管理をされており、キャンプ利用の方を中心に、多くの方が訪れています。

特に、ゴールデンウィークや紅葉のシーズンは、多くの来訪があり、現存の芝生広場が混雑する状況が発生し、また、自家用車の利用者が多いこともあり、現有の駐車場部分では、駐車スペースが不足するなどの状況が見受けられました。

そこで、令和4年度から、県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金」を活用し、

地元住民と協働で、キャンプ等のスペースと、繁忙期の駐車場スペースとしても活用できるよう、雑草等により未利用地であった土地に芝生を張り、順次整備を進めております。

この整備により、令和4年度から6年度の間、約4,800平米の芝生エリアが拡張されております。

令和7年度についても、3月中に約1,230平米を拡張予定であり、令和8年度においても、同等規模での拡張を見込んでおります。

なお、令和8年度の拡張工事で、おおよそ未利用地であった土地の芝生化は、一定のめどが立つと想定され、令和9年度以降については、令和8年度の工事の状況を見ながら、検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 島田議員の質問に私からもお答えをさせていただきます。

栗栖園地の整備については、今、経済環境部長から答弁をさせていただきました。私からはもう少し広い視点で、栗栖地区全体について述べさせていただきます。

栗栖には「緑と水、静寂、空気」という、ここにしかない本物があります。犬山市にとって貴重な場であり、この地をこれからも大切にしていかなければなりません。

昨年8月には、「犬山市かわまちづくり計画」が登録されました。計画では、内田地区に合わせて、栗栖地区も対象範囲としています。栗栖地区については、木曽川河川敷地内の栗栖園地を中心に、魅力的な河川空間形成を目指しています。

ただ、栗栖地区については、内田地区に比べて、ハード面での施設整備は、栗栖園地の拡張など多くはありません。だから、栗栖は今ある資源を大切に生かしながら、地域皆さんやそこに関わる皆さんと一緒に、持続可能な仕組みづくりを考えていくことに重点を置いています。具体的には、栗栖園地では整備を進めるだけでなく、維持管理の仕組みも、今以上によくなっていくことを検討していきます。

園地から北の河畔では、ミラマチ栗栖の皆さんにより、竹林整備をはじめとした、この地区ならではの地域活動が進められてきています。その活動をきっかけに、昔の河川空間の景色が蘇りました。大切にしていかなければなりません。

また、桃太郎神社という極めて個性的で、昭和が感じられる、ここにしかない魅力ある神社があります。4年後には、100周年を迎えます。神社や地域の皆さんとともに、さらなる盛り上がりを期待しているところであります。

ほかにも、今年は栗栖の里山を舞台に、トレイルランニングレースが開催されるなど、新たな取組も始まっています。これも栗栖だからできることです。

以上、申し上げてきたとおり、まだまだ栗栖地区には地域づくりの可能性があります。だから、来年度の栗栖園地拡張整備に取り組みつつ、魅力的な栗栖を地域皆さんや関係する団体、そして職員みんなとも一緒になって、さらに魅力を増し、「来るまち いぬやま」から「住むまち いぬやま」のため、ここにしかない魅力を磨き上げていきます。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 市長の答弁ありがとうございました。

本当に芝生の整備だったり、本当に竹林の整備だったり、やっぱり手を加えると、本当にきれいだなというふうに思います。我が家は本当にアウトドアが好きで、もう子どもが小さい頃から栗栖のところでキャンプをさせていただいて、私も犬山の中でも本当に栗栖は好きなのところ。これからもまた地域の方々と一緒に、私も微力ながら盛り上げていけたらというふうに思っております。

要旨2の市立図書館についてです。第三次犬山市子ども読書活動推進計画はどのような取組を進めているのか。また、パソコン機器の更新と改修工事はどのような内容か伺いたいと思います。お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市子ども読書活動推進計画は、家庭、地域、学校等が連携し、子どもの読書活動の推進を図るため、平成25年3月に策定し、令和元年5月に第2次推進計画を、令和6年3月に第三次推進計画を策定しました。

第三次推進計画は、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つを施策推進のための柱とし、令和6年度からおおむね5年間を計画期間として、子どもの読書活動の推進を進めているところです。

令和8年度は、新たな取組として、多様な子どもたちに対応する読書環境の整備として、外国語を母語とする子どもたちに絵本を読み聞かせするなど、読書に触れる機会を提供していく予定です。また、現在配布している小学生以下のブックガイドの改訂にも着手する予定です。

次に、パソコン機器の更新につきましては、犬山市立図書館と楽田ふれあい図書館で、利用者が図書を検索などに使用する端末15台とプリンターなど周辺機器を更新するもので、令和8年10月に更新を予定しています。

また、改修工事につきましては、図書館北側と東側の軒樋の腐食が進んでいるため改修を行い、図書館の空調温度を調節するために3階に設置してある冷温水圧力発信機に不具合が生じているため、取替修繕を行う予定です。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。

先日、民生文教委員会で図書館協議会委員の皆様と有意義な意見交換をさせていただきありがとうございました。その中で、本当にボランティアの方たちが一生懸命、子どもたちのために、思いというか、日頃から活動されているということが分かって、本当に大事だなと思ったのは、やっぱり子どもの人生を豊かにしていける。本を何冊読んだとか、そういうことではなくて、あの絵本があったからこれが大事だよねとか、やっぱり心に残る取組を引き続きやっていただければなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日5日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時23分 散会